

令和6年3月 8日

令和6年3月 8日

標 茶 町 議 会
令和6年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

標茶町議会令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第 1 号 (3月8日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算	4
議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	4
議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算	4
議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	4
議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算	4
議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算	4
議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算	4
総括質疑	
長尾式宮君	16
本多耕平君	23
齊藤昇一君	39
深見迪君	44
松下哲也君	53
類瀬光信君	58
閉会の宣告	74

令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和6年3月8日（金曜日） 午前10時00分開会

付議事件

- 議案第21号 令和6年度標茶町一般会計予算
- 議案第22号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第23号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 令和6年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長	類 瀬 光 信 君	副委員長	鴻 池 智 子 君
委員	深 見 迪 君	委員	櫻 井 一 隆 君
〃	本 多 耕 平 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	齊 藤 昇 一 君	〃	黒 沼 俊 幸 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君

農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	服部重典君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係主任	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でございますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長には類瀬委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から、委員長に類瀬委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には類瀬委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

(委員長 類瀬光信君委員長席に着く)

○委員長(類瀬光信君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(類瀬光信君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(類瀬光信君) ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 副委員長には鴻池委員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(類瀬光信君) ただいま長尾委員から、副委員長に鴻池委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鴻池委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○委員長(類瀬光信君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第21号ないし議案第27号

○委員長(類瀬光信君) 本委員会に付託を受けました議案第21号、議案第22号、議案第23

号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号を一括議題といたします。

議題7案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第21号から議案第24号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第21号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第21号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 56ページの上から3つ目、機器購入費について説明願います。

○委員長(類瀬光信君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答えします。

この機器購入費は役場内でのパソコン、プリンターについて更新をする費用でございまして、毎年、数台更新を行っておりますけれども、債務負担行為で購入しておりますけれども、151ページの上から5段目ぐらい、パソコンLAN機器導入費ということで、単年度で支払うのではなくて5年間ぐらいで払っております、その分の累計が56ページの機器購入費1,741万6,000円というふうになっているところでございます。

以上です。

○委員長(類瀬光信君) ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) ページ、49ページの負担金補助の関係で、ここで新規ということで、福祉協会負担金がそれぞれの款にも出ております。これ、たしか会計年度任用職員との関係があるのかなというふうに思うのですけれども、その関係を伺いたいと思います。

○委員長(類瀬光信君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおりで、基本的に一般会計、フルタイムの会計年度任用職員は、全て14款で網羅させていただいております。それぞれのパート職員は、各款ごとに予算設定させていただいております。フルタイムなので月給については給料変動はありませんけれども、パート職員、基本的にその職場で割り振りをして、こちらの都合なのですけれども、出勤日数に応じて日給幾らとかという形で支出しなければなりませんので、各款ごとに割り振りをして支払いをさせていただいていまして、それに伴う福祉協会の負担金が新たに発生したということで、新規ということで、入庁した、パートで何年目かの方も福祉協会に加入できるというふうになってきましたので、新たに福祉協会負担金が、負担が増えるということで、これは2款だけではないですけれども、そこでパートに入られる方は13款まで該当する部分がある

ば新たに福祉協会負担金が発生するということですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 65ページです。委託料で、業務委託料が360万円ぐらいの減額というご説明はいただきましたが、1,500万円の内訳と申しますか、内容を伺いたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

業務委託料のほうですが、タウンプロモーション400万円、馬と共に暮らせる町1,180万7,000円、お試し暮らし住宅に関する部分が9万8,000円で、合計で1,590万5,000円となっております。

○委員長（類瀬光信君） ほかに。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 66ページの負担金の関係で、地域おこし協力隊補助、この内容を伺いたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の負担金ということで、家賃補助5万円掛ける12か月分というふうになっております。

以上です。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 51ページ、工事請負費の関係ですけれども、14目で補修工事請負費4,840万円と解体工事費の700万円、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

51ページ、工事請負費のまず補修工事請負費のほうでございますが、こちらはまずLEDの設置がふれあいプラザ、それから図書館を令和6年度にLED化する予定でございます、その予定が合わせまして2,020万円でございます。それから、育成牧場の管理事務所、これの外部補修工事1,880万円、それから2号温泉井、病院の裏のところに出ている温泉の井戸ですね。あそこの水中電極交換工事、これが150万円、それから職員住宅の外壁・屋根塗装・防水工事490万円、それから突発的に町有施設において工事をしなければいけないようなものが出てきた場合の予算として300万円、合わせて4,840万円です。

それから、解体工事請負費に関しましては、まず、旧軌道倉庫という言い方をしているのですけれども、開運町の元の軌道の、あそこの敷地に建っている物置が1つ飛びそうなものがありまして、それについて1つ壊すので300万円、それから一般住宅44と言いまして、塘路にある一般住宅で、もう相当古くて危ないということで、それが解体工事費として400万円、合わせて700万円でございます。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） すみません、ページ数を見失ってしまいました。酪農学園と共同、互助会でやっていますけれども、実際、具体的に何の取り組みというか、そういう話題になっている中身がありましたらお教えてください。

（「62ページだ」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員（渡邊定之君） ごめんなさい。62ページです。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

酪農学園大学相互協力負担金ということで、最近は昆布牛だとかの関係での取り組みだとかを何年か前にやっていたというようなところなのですが、以前やっていたものについては、最近協定に基づいて町の中、以前、農協だとかとGISの関係とかで取り組みを、最初スタートしたときには協定を結んでやっていたかと思うのですが、その協定ということで今も継続して残しているような状況でございますので、またそういった取り組みがあったときには、ここから支出するということによって予算化してございます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 67ページの18、道アイヌ振興対策事業推進協議会負担金、それとアイヌ協会の補助金、アイヌ協会といったら受け皿があるのかなのかということもあるので、ちょっとその辺どういったことでこういうことが上がっているのか、お答え願います。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

アイヌ協会補助金につきましては、現状、町内では協会というものはございません。ただ、関係の方々で協会を結成するようなことがあった際には直ちに補助金を交付できるような形にいたしまして、予算を計上させていただいているところでございます。

道アイヌ振興対策事業推進協議会負担金につきましては、すみません、少々お時間いただいてよろしいでしょうか。

すみません。道アイヌ振興対策事業推進協議会の部分につきましては、道の推進協議会がございまして、そちらに対しての負担金でございます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 同じ67ページの扶助費の関係で低所得者支援援助費、これは何世帯

に該当するのか。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

低所得者支援援助費、いわゆる「ほっとらいふ」制度にかかわるものでございまして、令和6年度につきましては323世帯ほど見込んでいるところでございます。

（何事か言う声あり）

○保健福祉課長（浅野隆生君） 323世帯でございます。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 74ページ、12節、学童保育所運営委託料1,754万4,000円と入っておりますけれども、これは私、勉強不足で大変申しわけないのですけれども、委託先というのは随契でやっているのかとか、あとは例えばそういう組織は何か所かに分かれているのかとか、ちょっと詳しいことを教えていただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

学童保育所運営委託料につきましては、町内5つの地域で実施をしております、それぞれの地域の保護者の皆様に委託をしまして、学童保育所運営委員会をつくっていただいて運営をいただいているところでございます。5か所につきましては、標茶市街地区、虹別地区、塘路地区、磯分内地区、中茶安地区でございます。

委託料の部分なのですが、人数等によりまして基本委託料、そのほか年間開設日数等によりまして加算、それから長期休暇中の運営の部分の加算等、もろもろ計算をいたしまして、5か所合わせて1,754万4,000円ということで計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 72ページ。この75ページのふれあい交流センター費の……

（「何ページ」の声あり）

○委員（深見 迪君） 72ページ、ごめんなさい。ふれあい交流センター費の調査設計委託料というのは、これ何でしょうかね。風呂かな。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ふれあい交流センター費、調査設計委託料につきましては、令和5年度でふれあい浴室のほうを廃止させていただきまして、その後の部分で改修等必要になってくる部分がございますので、それを含めまして大規模改修を考えているところでございまして、それにかかわる調査設計等の委託料でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その調査設計委託料なのですが、これ改修の時期というのは、いつ

ごろを考えていますか。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

まずは調査設計をしていただいた上で、今後の部分を考えていくような状況というふうに考えておりますので、早くても令和7年度以降になるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 80ページ、児童館の運営費の部分の14節工事請負費の施設整備工事請負費の内容をお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

児童館費の工事請負費なのですが、こちらにつきましては、昨年、遊具点検を行っておりまして、その点検の際に、もうこの遊具は危険であるというふうな判断をされた遊具がございまして、そちらの部分撤去したいということで50万円計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 86ページ。予防費の中の帯状疱疹ワクチンの接種補助金の対象人員と、その補助金額をお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

予防費の中の帯状疱疹ワクチン接種補助金の部分でございますが、人数につきましては150名を予定しております。

この補助の部分ですけれども、不活化ワクチンの部分、1回目、2回目、金額が若干異なるのですが、1回に2万1,530円かかるというふうに伺っておりまして、ご本人の自己負担を1回1万円にしたいというふうに考えております。1万円を超える部分を補助するような形で、合わせて345万9,000円を予算計上させていただいております。この帯状疱疹ワクチンにつきましては、2回接種ということですので、それぞれ1万円ずつご負担をいただくような形になりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 89ページです。委託料の新規である業務委託料3,400万円の内容をお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

業務委託料ということで、エネルギー回収推進施設、クリーンセンターの焼却施設の部分ですけれども、そちらの各種法定点検の業務委託ということで、例えばトラックスケールであったりですとか、あと、ごみのクレーンの年次点検ですとか、各種設備の点検を委託する金額で3,459万2,000円となっております。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 90ページ、14節改修工事費、工事請負費3,465万円の内訳をお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

同じくこちらにつきましてもエネルギー回収推進施設の補修工事ということで、主にこちらの部分につきましては、クリーンセンターの燃焼炉、燃やすところの中の耐火物等、れんがなのですけれども、そういったものの使用によって劣化している部分の交換補修といったところの経費で工事請負費でございます。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 91ページ、冬期雇用対策事業のところなのですが、50万円減らしたというのは実績によるものなのでしょうか。

○委員長（類瀬光信君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

過去5年間の実績が600万円を下回っていましたので、600万円とさせていただいております。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 115ページの災害対策費、調査委託料665万5,000円、新たに設けられましたが、これは何か新たな計画があるということですか。

○委員長(類瀬光信君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答え申し上げます。

執行方針等でご案内した部分はあるかと思えますけれども、阿歴内の防災井戸、いろいろご心配いただきましたが、昨年、地質調査、伝搬調査を行いまして、該当箇所がピンポイントで決定したことから、今年、その試し掘り費用として588万5,000円、新規で計上させていただいております。残り77万円は、災害時情報運用として戸別受信機の個々において若干電波が入るとか入らないとかいう不具合もあるものですから、その費用で77万円を計上させていただいて、合わせて665万5,000円を予算化させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長(類瀬光信君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 119ページの小学校費の中での報償なのですが、会計年度任用職員数、これの人数と、そしてそれには支援学級の職員の報酬も入っているのか、まず伺いたいと……

(「報酬か、報償か」の声あり)

○委員(鈴木裕美君) 報酬。

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) 1番。1節です。ごめんなさい。

(「報酬」の声あり)

○委員(鈴木裕美君) 見えない。

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) すみません。

○委員長(類瀬光信君) 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長(常陸勝敏君) お答えします。

会計年度任用職員の報酬でございますが、特別支援員のパートさんの分でございます、全部で3名分の予算化でございます。

○委員長(類瀬光信君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 中学校費にもありますが、それもお答えいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 中学校の部分につきましては、同じく支援員で、パート2名分の予算化でございます。

○委員長（類瀬光信君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 総括にならないようにちょっと伺いたいのですが、支援員といいますが、予算絡みもあるのですが、判定になった児童あるいは生徒の、教育委員会に伝えるというか、その締め切りが11月だというふうに伺ったのですが、それはそのとおりなのか。児童生徒が少しの障がいがあるということで、それを教育委員会に伝えることによって指導員を配置するというふうにも伺っておりまして、ただ、その診断書を持って申し込みすることが11月までだというふうに伺ったのですが、それというのは……総括にならないように。一応11月という期限があるのでしょうか。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） まず、対象になる、ならない、その辺の判断があろうかと思えます。その判定、要は支援が必要かどうかという部分の判定をしなければなりません。そういう委員会も開かなければならない日程もございまして11月という締め切りを設けておりますが、その後追加で、やはりどうなのかというようなケースもあるものですから、その場合についてはもう少し、追加での支援委員会も開いて判定する場も設けますが、それにおいても12月ぐらいまでの締め切りとしております。

（「なるほど。いいです、総括になっちゃうから」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、14款職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債

まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 17ページ、4項1目町たばこ税、昨年7,178万1,000円のところを本年度6年度は7,500万円ちょっと予算を組んでおりますけれども、その根拠をお知らせください。

○委員長（類瀬光信君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

対前年度比374万6,000円増の7,552万7,000円を見込んでおります。令和6年度の申告見込み本数1,152万7,000本は、令和5年度当初の見込み本数1,095万6,000本より57万1,000本多い内容となっておりますが、令和4年度の実績本数1,173万8,000本より20万8,000本少ない算定となっております。税率の改正の予定は、6年度はございません。収納率は申告納付で通常100%ということで見込んでおります。

令和2年4月からの全面施行となりました改正健康増進法によります喫煙環境の変化や健康志向の高まりの中、たばこの申告本数は年々低減傾向にございますが、令和4年度につきましては、実績的に2.9ポイントほど増加した内容となっておりますが、それらの経過を踏まえまして、令和6年度につきましては対前年度比374万6,000円増の7,552万7,000円という内容で見込んでおります。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第3条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第4条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第5条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第6条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第7条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) 以上で議案第21号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第22号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から6款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、以上で議案第22号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第23号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 22ページ、ここに言ってみれば、やすらぎ園、デイサービス、短期、ショートステイの予算が載っています。それぞれ何人ぐらいを見越しているか伺います。

○委員長(類瀬光信君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

まず、通所生活介護、デイサービスの利用人数なのですけれども、令和6年度につきましては、88名登録者がいますので、88名分で見込んでございます。

あと、やすらぎ園の施設入所の部分につきましては、6年度につきましても一応100名を目指すということで100名分、短期につきましても正規の定員12名分で見込んでございます。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、デイの場合は88名と言ったのですけれども、年間ですか、月ですか、週ですか。

○委員長（類瀬光信君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

すみません。88名というのは登録者数で、年間の延べ人数でいきますと510名となります。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 同じくショートステイのほうもお願いしたいのですけれども。

○委員長（類瀬光信君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。

短期入所、ショートにつきましては、1日平均で7.6人分を見込んでございます。

（何事か言う声あり）

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、以上で議案第23号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第24号、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） なければ、以上で議案第24号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第25号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、以上で議案第25号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第26号、水道事業会計予算、第1条、総則から第8条、他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、以上で議案第26号、水道事業会計予算を終わります。

次に、議案第27号、下水道事業会計予算、第1条、総則から第8条、他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) なければ、以上で議案第27号、下水道事業会計予算を終わります。

以上で議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○委員長(類瀬光信君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題7案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員(長尾式宮君)(発言席) 私のほうから3点質問いたします。

1点目は、役場庁舎の建て替えの件でございます。

私が1期目、多分というか、記憶では、平成26年のころに当時の町長に建て替えの件を質問したところ、平成27年には返答するというふうに議場の場で返答いただいていたのですが、あれから10年がたちまして、一向に返事がないというか、もうその町長はいませんから、そのうちあのときどういうふうに考えていたのだと聞いてみようかなというふうに思っておりますけれども、今年度の予算でも償還時期が重なって財政が非常に厳しいというお話を伺っております。

そういった中で大型事業の平準化というものをやはり行政の皆様方は意識して計画立てている中で、こんな話をするのも非常に心苦しいのですけれども、昨今いろいろところで大きな災害が起りまして、防災意識というもの、全国的に住民の方々、そういった意識を持たれているかと思えます。そういった中で、各自治体において庁舎というのは防災拠点として常に中心となる施設である、そういう認識があるわけですがけれども、標茶町の庁舎においては、いわゆる耐震、そういった部分が検査していないのかな。

(何事か言う声あり)

○委員（長尾式宮君） しました。した中で、耐震が無理だというお話だったかと思います。そういった中で、10年前に聞いてそれっきりというのもなんなので、これを機にちょっと今後の方針というか、予定というか、そういったものを伺いたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、役場庁舎につきましては災害復旧の拠点として、私、以前に南三陸町長の震災の後のお話を聞いたことがあります。本来はぜひ一番最初に役場庁舎をやるべきだというお話も聞いておりました。それは災害復旧をいち早くするには役場庁舎がしっかりしていないと何も始まらないのだということで、ぜひそういった老朽されている自治体の関係者は心に留めて置いてくださいというお話を聞いたことがあります。

また、これにつきましては、他の議員からも防災拠点となる部分については早期にというご質問を過去いただいた経過がございます。その上で、現在の状況についてお話しさせていただきます。

この質問については平成23年6月、これは3.11以降だったと思います。それから過去議論いただいているところであります。今、委員にご指摘いただいた平成27年3月末までの回答ということで、当時その内容を踏まえて役場内部で議論を行った経過がございます。令和3年の第3回定例会になりますけれども、その際にもご答弁申し上げますが、必要だということはおわかりしておりますけれども、そのときもお答えしていますが、ほかに優先すべき事業があることから2025年度までには耐震化は完了する予定はないとお答えさせていただいております。現時点でも、ご案内のとおり、ほかの事業も踏まえて緊急性、財政状況を見据えて優先順位を判断していくこととなり、具体的な方向性は現在のところも当時と、令和3年3月と同様に定まっていない状況にあります。

一方、一昨年、「町民開放型でコンパクトな役場庁舎の建設を検討」と町長の公約にもありますとおり、これまでの協議状況も踏まえ、新たに、これは役場職員で組織しておりますけれども、役場庁舎建設基本構想案の作成に向け、庁内、役場内で近隣の自治体の新庁舎を視察させていただくなど、現在、研究をさせていただいております。

その基本構想の基本的な考えとしましては、財政的に厳しさを増す中、慎重な財政計画のもとで少しでも有利な財源の検討と建設等のコストを十分認識しながら研究を進める、再生エネルギーの導入について検討する、将来的な人口減少、高齢化社会を見据え、コンパクトで機能性にすぐれた庁舎を研究する、町民の声を積極的に取り入れながら固定概念にとらわれない我が町ならではの町民開放型庁舎を研究するという基本コンセプトを考えているところでございます。

特に最近、近隣町村の新庁舎をいろいろ拝見させていただきますと、省エネですとか防災・環境対策など、一般的なオフィス機能だけではなく複合的な、例えばフィットネスジムがあったり、コインランドリーがあったり、多様な複合的な機能を持たせた庁舎が随分と見受けられます。本町において庁舎にどんな機能を持たせるのか、重要な要素になってくると考えております。庁内の協議会においてさらに研究を重ね、将来的には町の皆様のご意見を

聞く機会の開催も視野に入れながら、まずは構想素案の作成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（類瀬光信君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 今すぐどうにかしてくれという話では、質問は、私もしていないところで、今、総務課長のほうからいろいろ研究しているさなかですというお返事をいただきました。

そういった中で、実は昨年、議員研修の際に大樹町の役場庁舎を視察しておりまして、それはZEBの施設の視察ということで行ってきたのですけれども、役場は大体24億円だったかな。それぐらいかけて造ったということなのですからけれども、ヒートポンプを利用して再生エネルギーを十分に活用できるようにということで、当初3割ぐらいのエネルギー効率を目指したのですけれども、当時で大分調子よくて7割ぐらいまでエネルギー回収しているというお話を聞いて、やり方によっては随分、光熱費のかからない、そういった建物になるのだなというふうに思っておりました。そういった中で、今、総務課長のお話の中でも再生エネルギーを利用した、活用したのも研究していきたいというお話でございました。

そういった中で、改めてこれは町長に直接お伺いしたいのですけれども、今後の展開として、どういった役場庁舎というのがこの町にふさわしいのか、あとは年次を追っていく中で、この将来像というか、年次の中で大体このタイミングでやれたらいいなというふうな思いがありましたらお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

具体的な内容の検討については、今、総務課長から申し上げたとおり、昨年の2期目の公約の中でもコンパクトな役場庁舎ということで上げさせていただきましたので、それに沿って事務方のほうで今、内容を、いつそういうタイミングが来ても対応できるような方向性の検討についてさせていただいているところで、基本的にはやっぱり財源の問題をどういうふうにクリアするかということは皆さんご承知のとおりで、その中では財源の中で一番うちの町にとって有効かなと思っているのは、やはり防衛省の補助事業を使うのが一番有効だということで今その方向性で話を、防衛省の関係者の方が来庁するとき、あるいはお邪魔したときには必ず町の話題として、今、中学校が終わりましたので、次、みどり保育園、次、やはり順番的にはやすらぎ園の改修を防衛のほうで何とか形にしていく、その次に必ず、役場庁舎がありますからねということ話をしながら今やっていっているという状況の中で、ではいつの時期にというのはまだ明確に申し上げられる時期ではありませんが、常に有利な補助事業を獲得しながら、町民にふさわしい、町にふさわしい役場庁舎を造っていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 次の質問に移ります。

2点目は、川上の河川敷にありますテニスコートの件についてであります。

私も近所なので、たまに散歩したりしてあの辺を見て回るのですけれども、川上側の河川敷というのは結構散歩されている方が多いのです。犬を連れていたり、あるいはいわゆるウォーキングをされている、そういった方を見かけるのですけれども、あそこには川上側から常盤にかけて、いろいろな野外のスポーツ施設があります。常盤のほうにはパークゴルフ場がありまして、川上のほうに入ってくると、子供が遊べるちょっとした遊具のほかにもネットで囲われたテニスコートと、あと壁打ちのテニスコートがあります。その壁打ちのテニスコートとネットで囲われた、プレーができるほうのテニスコートなのですけれども、私、ここずっとおぼろげながら見ている、利用している人がほとんどいない状況であります。そういった意味では、人口が減ってきているし、テニス人口自体が昔と比べて少なくなってきたのかなというふうに思っておりました。そういった中で、私も総務経済委員長という立場で都市計画審議会、そちらのほうでも公園の話なんかも聞いておりますけれども、それ、なかなかやっぱり維持するのも大変なぐらいの額であります。

そういった中で、せっかくあるのですから、ぜひ町の人たちにも使ってほしいと思うのですけれども、実は私の家の前、ちょうど病院の真向かいなのですけれども、ちょっとした傾斜地になっておりまして、中高生、中学生か高校生かわからないのですけれども、すごい勢いでスケートボードで下ってくるのです。いずれ車にひかれるのではないかと思ながら冷や冷やして見ているのですけれども、そういった子供たちが自由に遊べるスペース、そういったものにテニスコートのところを使ったらいいのではないかなというふうに考えております。具体的には、バスケットボールや、あとはスケートボード、スケボーですね。そういったものができる場所があれば、子供たちがふだん何げにそこを使ってくれるのではないのかなというふうに考えております。

標茶には体育施設がたくさんあって、トレーニングセンターであったり、武道館であったり、いろいろありますけれども、部活に入っている小中学生というのはたくさんいるかと思うのですけれども、そういう子供たちはそういう施設を積極的に使う機会というものはあるかと思うのですけれども、いわゆる部活に入っていない子供たちというのは、正直言って標茶の町なかで遊ぶ場所というか、みんなで集まる場所はなかなかないのかなというふうに感じておりました。特別、部活には入らなくても何人か集まってバスケをしてみたり、あるいはスケボーをしてみたり、そういった集まれる場所、みんなで何かそういう体を動かせる場所が野外にあってもいいのかなと思っております。川を挟んで旭側にはスケートリンクみたいなのところもありますけれども、そこもたまにローラースケートに乗っている小さい子なんかを見かけますけれども、そういったところではあまりそういうことをする子供たちも少なくなってきた、子供たちの遊びというか、運動、そういったものも時代とともに変わってきているのだなというふうに感じております。

前置きが長くなりましたけれども、テニスコート、ぜひ用地を、目的を変えるというか、テニスコートとして使われていないのであれば、バスケットゴールをつけてあげたりとか、そういったふうな設置をしてあげて、子供たちが気軽に体を動かせる場所というのをつくってほしいなと思い、質問いたします。

○委員長（類瀬光信君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） テニスコートの有効利用の関係なのですけれども、お答えをいたします。

釧路川緑地のテニスコートにつきましては、平成30年と令和元年の2か年で改修工事をして、計画時点ではテニス協会など利用者の声とかを聞きながら、当時、改修前は4面あったものを、利用者が減少してくるという部分もあって3面にするとか、あとは硬式テニスをしたいのでということで、クレークコートにしてくれという部分で今の現在の形のテニスコートを整備した経過がございます。

その当時の協議の話のメモを見ますと、当時では、できたときには協会として大会を誘致したいというような考えも持っていたところがございますけれども、ちょうど完成した後すぐコロナ禍となりまして、どんどんテニス協会の活動も停止していく中、なかなか利用者が増えない状況が続いており、また、硬式テニス協会も活動停止が長引いた影響もあったのかわかりませんが、なかなか参加者がいなくなったということで、今年度をもって解散するという情報もちょっと聞いております。

その中で、現在テニスコートについては高校生、標茶高校、令和5年度でいきますとテニス部員が23名いまして、その中でやっぱり平日ではなくて、土日メインに結構部活として利用されていたという実績もございます。

また、先ほど言ったようにクレークコートにしましたので、テニス協会としてはソフトテニスの協会もございますので、やっぱりソフトテニスのほうはそういうコートであるとなかなか利用しにくいということも聞いていますので、今後、今あるテニスコート等につきましては、広く利用していただけるような環境をちょっと考えていきたいなというふうなことを思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、先ほど言ったスケートボードとかバスケットボールのゴールとかという部分というのは、恐らく壁打ちのところ辺のスペースを利用してという形が一番考えられると思うのですが、今現在、釧路川については河川整備計画が更新されておりまして、その中で河道の整備または河川敷の掘削等とかという部分で、今後、整備が予定されております。その中で、町なかについてはなるべく施設を残してほしいという要望をしておりますけれども、やはり全部が全部残せる状況ではないということも聞いておりますので、そういうところで整備がどういうふうな部分で公園の敷地を取られていくかという部分がまだ決まっていないので、その部分を見ながら、以前から議会でも議論されています公園の集約等も含めて検討させていただきたいと思っています。

ただ、やっぱり先ほど委員がおっしゃられたとおり、子供の遊び場、集まる場所というのは必要だと考えていますので、今回、河川敷がそういう整備計画でどうなるかというのがまだちょっと見えない部分がありますけれども、そこがいいのか、また別の場所がいいのかという部分も含めながら、そういう計画が河川事務所の河川のほうから上がってきた段階には、それとあわせて公園の再整備、再集約という部分も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○委員長（類瀬光信君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 私の認識不足で、テニスをされている方がいらっしゃるということでございます。そういった意味では、競技に携わっている方には大変失礼な発言をしたのかなというふうに思っております。

ただ、部分的にやはり、先ほど課長もおっしゃっていたように、これから河川敷がどういうふうに変わっていくかというところの開発のほうとの兼ね合いもありますので、それがあがる程度方向性が見えた中で、もし残せる施設の中の一部にそういった中高生が気軽に体を動かせるような場所をつくっていただけたらなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

3点目は、移住推進のため町有施設の活用をお願いしたいという内容でございます。

以前、昨年のことですけれども、私のところに、ある方の紹介で、本州のほうでいわゆる不登校児なんかを受け入れしている私塾の方とお会いする機会がございまして、いろいろお話を聞いております。その団体さんというのは、今、実は弟子屈を中心にいろいろ事業を始めていて、昨年はブルーベリー農園を始めたりもしております。現在では、新たな不登校児、そういった悩みを抱えた子供たちを受け入れるべく、弟子屈町に新たな施設を検討しているさなかであります。

ただ、私がお会いしたときに相談を受けたのは、実は久著呂にある小中学校をぜひ活用したいという旨で、私は同行していないというか、私と会う前に、その以前に役場の職員さんと一緒に見に行かれていて、場所は大変気に入っていたそうです。ただ、家賃を聞いたら100万円だと言われて、それでそんなに払えないということで諦めてしまったそうです。その家賃、どうにかならないかなんていう話は聞いていたのですけれども、あくまでもそれは役場の固定資産評価が基準になっての話で、何かしらの新たなルールをつくった上ではないと、そういう話にはならないだろうなというふうに私は想像していました。

ただ、その後いろいろ話を聞くと、現在その団体さんというのは、本州のほうで約2万人ぐらい、そういった不登校で悩んでいる子供たちを受け入れしているそうです。その一部の子供たちがこの北海道という大自然の中で生活を送りながら、いわゆるフリースクールですので、学習して、いずれは高校の資格であったり、そういったものを取得しながらいずれは社会に出る、そういったものを目指す施設を造りたいという話を聞いております。私が聞いたところでは、もし標茶にそういう施設ができれば、あくまでも口頭でのお話ですけれども、四、五十人、一気に移住するような形になるというふうに聞いております。

今、標茶町では、少子高齢化も含めて人口減というのが大きな問題になっております。この人口減少を食い止めるための、いわゆるこれをやれば必ず人が増えるという、そういった施策というのはないわけですね。そういった中で、今回若い子供たちが一遍に何十人も移住して、この地域に残って働いてくれる子供の中にはいるかと思っております。そういった意味では、移住推進の一つという見方をして、こういう方々を受け入れするのもいいのではないかなというふうに私は考えております。それに当たって、先ほど申し上げたように、町有施設でもし現在使われていないところがあるのであれば、今回の件に限らず、本州のほうからこっち

に来て生活の基盤を築きたい、そういう団体さんがあれば積極的にちょっとご相談に乗ってほしいなという思いがあって今回質問いたしました。

ここで改めて質問いたします。移住推進のために、ぜひ現在使われていない町有施設、そういうものを積極的に活用できるように、どうかしていただく方法というのはないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、廃校跡地の部分なのですけれども、本町も幾つかあるのですけれども、全国的にもやっぱり課題となっていて、年間450校ほど増えているというような状況のようです。

本町、平成25年ぐらいから企業誘致の一環として、そういった相談とかには乗っている状況でございます。本町のほうで現在、廃校になって耐震基準を満たしてというところで、すぐに活用できそうな施設というのが3つありまして、そのうち1つ、阿歴内のほうについては、今、役場内でもいろいろ議論しながら活用方法について決めているというところで、あと残りの部分なのですけれども、弥栄小学校と、今、議員からもありました久著呂中央小中学校と2つあります。

家賃のほう、すごく高い金額ということでして、賃貸価格のほうなのですけれども、町で算出している一定のルールで減価償却費相当額をベースに試算したというようなことなのですけれども、なかなか市場価格と言いますか、事業ベースに乗せるときに、その金額だったら100万円払って立地だとか、そういったものを含めた中でそれはどうかというところで、実際、平成25年から相談を受けているのですけれども、なかなかその金額だったらというようなところもあったりするのが現状でございます。手法、うちの町の賃貸価格のルールとしては今言ったような形で、最近の、ちょっと100万円というのが毎年減価償却で下がっているというような状況でして、これ今、直近で出している金額で言うと、校舎と体育館だとかを含めた中で言うと65万円ぐらいなのですけれども、体育館は要らないよだとかだと、もう少し下がるような状況ではあるのですけれども、あともう一つ、やっぱり事業ベースに乗せるときに、なかなかそれでは合わないよというようなこともあろうかと思うので、実際にどのぐらいの金額で入れるのかというようなところは、ご相談した上で、何せ空き施設をそのまま置いておくよりは人が1人でも、1人どころか40人、50人というようなお話もありましたので、地域が活性化するような活用方法というのが一番求められると思いますので、そういった部分で言うと、ぜひ積極的にご相談には乗っていきたいなというふうには思っておりますので、私のところにご相談いただければというふうには思っています。

○委員長（類瀬光信君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、担当課長からお答えしたとおりなのですけれども、少し補足をさせていただきたいと思います。

基本的なスタンスと言いますか、考え方なのですけれども、町有施設を貸したり売ったりするときに、著しく低い価格でというときには、議会の議決をいただかなければいけないケースがあったりとか、基本的には適正な価格でというのが私たちに与えられている、私たち

が考えなければいけない基本的なルールであります。委員から具体的にあった金額については、そういった形で、そういった考えに基づいて時価に近い金額を算出したという経過があったというふうに考えております。

ただ、委員からもご指摘あったように、特に昨今の状況を見たときには、標茶町にとって外からの人を招く、外からの投資を呼び込むということが大きな課題であるというふうに考えております。家賃を下げるとか価格を下げるという方法もあるでしょうし、あるいは既存であれば振興条例等があるわけでありまして、支援という形でつけることも技術的には考えられるのかなというふうに思いますけれども、基本的な部分で言うと、まずそういった相談があったときには前向きに考えなければいけないというふうに思っているところであります。また、課題でもあると思っているのですけれども、そういった情報があったときには、情報の受け側がどこであるにしろ、役場全体で共有できるような形の中で一番いい方法というのを探っていく、そういうスタンスで臨みたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（類瀬光信君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 私も、町有財産に関してのお話ですので、やはりこれは誰であっても公正公平でなければいけないというふうな思いは、十分承知をしております。ただ、なかなかそれを前提で話を進めていく中で、あるいはある団体であったり、個人であったり、そういう方々が行政に対して、こういうことをやりたいので、ぜひこちらに来たいとなったときに、やはりいろんな壁が生じてくるわけですよ。正規の家賃ですよと言われれば、それまででおしまいなのですけれども、やはり何か事を起こすというのは、特に別の場所からこちらに移るとなると、いろいろ経費がかかるわけですよ。そういったところで移る側にしてみれば非常に経費がかかること、でもそれに見合うだけの魅力が標茶にあると思っていただければ、必ず標茶に足を向けてもらえるのではないかなというふうに思っています。

あと、今回の件だけではなくてというのは、ちまたのうわさの中でいろいろな企業誘致の話があったり消えたりという話はよく私も耳にするのですけれども、本当のところはよくわからない話とかもよく聞いています。ですので、そういうお話がもしあったときには、ぜひ行政のほうから、こういう話があったよという話を我々議員のほうにでも話を振ってもらえれば、世間話程度で結構です。いい悪いとかの話ではなくて、こういう話があったのだというお話だけでも情報提供してもらえると、我々も変な誤解をしなくて済むケースもあるかと思えます。

ちょっと話がそれてしまいましたけれども、ぜひこれからも標茶の町の人口が増えるために移住推進あるいは企業誘致、そういったものをぜひ積極的に行っていただけるようよろしくお願ひ申し上げまして質問を終わります。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから4点ほど質問いたしたいと思いません。

先ほど来より一般会計あるいはまた他会計においても、さまざまな皆さんの逐条質疑がございました。中でも特に委託料の問題について多くの委員の方々が質問なさっておられました。その件について、私、委託料の問題についてお話を伺いたしたいと思います。

前置きは抜きにいたしまして、いわゆる委託料、各会計そうでありますけれども、委託料の算定の仕方はどのようにしているのかということと、これは毎年毎年同じ目、同じ節で出ておりますけれども、その業者の選定はどのようにしているのか、まずその点からお聞きいたしたいと思います。

時間がないから、ぱっぱと答えて。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） すみません。お答えいたします。

まず、金額の部分です。役場で、物品でも工事でも業務でもそうですが、役場以外の方に物をお願いするときには、まず予定価格を定めるところがあります。予定価格の計算方法には大きく分けて二通りあるのですけれども、原価計算方式と市場価格方式と言われる2つがあります。

まず、原価計算方式のほうなのですが、これは工事や業務などに使うのですけれども、やる仕事内容とか必要な人員とか、あとは材料費とか、そういうところですね。それを積み上げてまして、いわゆる設計書というものを作りまして、積み上げ方式で計算する、これが原価計算方式です。

もう一つが市場価格方式というのですけれども、これは主に物品に使われることが多いのですけれども、過去の同じような契約ですとか、それから物品であれば定価ですとか、あとはそれではかれない場合には、それを取り扱っているところから参考見積書をいただきまして、その平均値ですとか最低値、そういうところで予定価格を設定するというような計算方法があります。

一律に委託業務だから全てこの方式でやっているということではなくて、そのものによって、できれば原価計算方式でやるのが一番いいものですから、やれるようであればいろいろな単価を用いながら積算していくことになります。それをやれない場合には、さっき言ったように市場価格ですとか、あとは業者の方から参考見積書をいただきまして、それで算定するというところで予定価格を設定してございます。

それから、どなたに発注するかという部分でございまして、委員ご案内のとおり、2年に1回を基本としまして、業者の方に指名業者登録をさせていただきます。これは指名競争入札に限る場合なのですけれども、町に指名業者登録をさせていただきます、そのときに私の会社はこういう仕事ができますよ、こういう物品が売れますよということで登録をいただいています。そこでリストができますので、担当課長のほうで発注するときには、名簿の中からどの人を指名するかということを選んで起工決定、この人たちを指名して入札するよということでやることになります。

参考といたしまして、一応それを確認するために、庁舎内部には指名委員会という仕組みもあるのですけれども、基本的には担当課長がそういう形で選定をしまして、決裁を受けな

がら役場全体で指名をしていくということになりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） おおむね、わかりました。

ただ、私も、昨年の予算と今年のを対比いたしますと、必ずと言っていいほど同額にはなっていない。今お話を聞きますと、原価計算方式というようなことも踏まえまして、毎年毎年その単価についての洗い出し、積算して出すのだということ、それはまた理解いたしましたけれども、その中で、私が一番心配、心配というか疑問に思うことは、2年に1回の指名業者ということになってくるという前段お話がありました。

その中で、その契約の方法が私は最初、随意契約でやっているのかというような気がしたのですけれども、今、課長のお話を聞くと、委員会もあってそれなりに厳正な方法でもっての委託契約を結んでいるということでもありますけれども、一例ですけれども、例えばキャンプ場、申しわけないですけれども、業務委託料でもって5年度が1,800万円なのですね。本年度が2,000……失礼しました、これは観光商工課のほうでした。キャンプの関係で5年度がおおよそ732万円、そして6年度が780万円、これは今、管理課長がおっしゃったように、いわゆる積算の仕方でもって変わってきているのか、それをお聞きしたいのですよ。

同じく、観光商工課のほうにもお聞きしたいのですけれども、業務委託料の中で……違うな、一般管理費の、総務の関係ですね。失礼しました。5年度が一般管理費の1目12節で5年度に2,700万円、今年度は3,000万円あるいは2目の12節で5年に新規で見ているものが560万円あるのが今年度は430万円。かなりの額が上がったり下がったりしているのですが、これは先ほど課長がおっしゃったように、単年度単年度であれば、2年の中でも単年度単年度、原価のその仕方を積算して出てきているものなのか、それもお聞きしたいのです。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

すみません、説明が不足していたと思います。業者の登録に関しては、基本的には2年に1回ということになります。その業者登録のときには、私はこの仕事ができますよという形で、まず名簿として登録していただくことになります。

各業務の発注なのですが、それは毎年毎年そのときに、今年はどうのような業務を発注するか、当然毎年変わらない業務もあるので、業務が変わらなかったとしても、単価といたしましては、例えば人件費が上がってたりですとか燃料費が上がってたりですとか、下がる場合ももちろんありますけれども、そういうことで一つ一つ項目ごとに算定をしていきますので、世の中の情勢によって増減することはあり得ます。

○委員長（類瀬光信君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） キャンプ場の委託料の関係でお答えいたします。

キャンプ場の増減額なのですが、今年につきましては増加しております。要因ですけれども、業務内容は変わっておりませんが、人件費の単価が上がっています。その分が上昇しています。

それから、今年度からシラルトロキャンプ場も一部再開したいということで計上させてい

ただきまして、これにつきましては一応8月から見ているのですが、指定管理者との話し合いがまだできておりませんので、いつから再開できるかわかりませんが、とりあえず8月から再開したいということで予算に入れさせていただいているところでございます。

○委員長（類瀬光信君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 一般会計予算書48ページだと思うのですが、委託料340万円というお話も出たと思うので、ですよね。ちょっといいですか、そこだけ。

（「ごめんなさい。私、言いたいのは、一般管理費の1目12節で、この辺が2,700万円、去年の額で」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） 今年3,000万円。

（「3,000万円ですか」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） はい、349万4,000円アップしているのですが、その説明をさせていただいてよろしいですか。すみません。

そのうち業務委託料の中で新規で、これは人事評価のシステムを入れている、全く一般の業務委託とはちょっと違いまして、人事評価システムの委託を新規でもってしてしまして、これが348万3,000円。

それから、ご案内の清掃委託、役場庁舎内の清掃委託、これにつきましては業務内容は変わらないのですが、最低賃金の関係が令和5年度、日額で7,360円だったのが令和6年度積算で7,680円。それから、時給で見ますと、時給が令和5年度920円から令和6年度の積算960円と、人件費がアップしています。積算の段階で、業務内容とか面積とかは変わらないのですが、人件費の単価が変わったということで、清掃委託ですと37万3,000円のアップとなっております。

また、警備の委託、夜間警備、休日警備。警備員さんがいますけれども、それが設計単価、令和5年度が日額1万2,100円、これは設計で北海道単価というものがあるのですが、そこを用いまして日額単価1万2,100円から令和6年度は1万2,600円というふうになってしまして、その影響でもって、やる業務内容は変わらないのですが、人件費の単価が上がったことで令和6年度では前年対比30万1,000円の増ということで、清掃が37万3,000円、警備が30万1,000円、それからこれは完全に別ですが、新しいシステムを入れるということで340万円ほどで、ほかはちょっと減少しているものもありますが、トータルで349万4000円の増というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そうしますと、各会計でほとんどの部でもって何らかの委託料を持っていますけれども、大半は、随意契約ですとかそういうことではなくて、いわゆる本町で積算した価格でもって、業者が地元、地元と言いますか、この仕事に参入したい、しますよという業者の中から選択するのだというふうに捉えていいのですか。入札ではなくて、こちらのほうから、ではA社に委託しますよということにしているのですか。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

今、委託業務の話が出ていますので、業務に限った話をさせていただきますけれども、基本的には一緒なのですが、自治体が業務を発注する場合に重視されるのが、公正公平透明性を確保した上で、いかに安くできるかというところが大きい観点でございます。それを担保するために競争入札という仕組みがございまして、基本的には競争入札で相手を選んでいくというのが自治体の入札契約のルールであります。

ただ、業務によっては、例えば今日出ておりましたけれども、学童の運営委託なんかがありますけれども、ちょっと例に出してということでは申しわけないのですけれども、あれは保護者が組織している学童の運営協議会以外に発注することが業務に非常に影響する、なかなかほかの方では考えられないというようなことで、そういうような業務もございまして。一例でそういうものがありましたけれども、ほかにも随意契約にできるものも、そういうことでルールで、これも自治法上で決まっております、何かそういう、自治法施行令になるのですけれども、そのルールにはまるものであれば随意契約で発注することもございまして、特別な事情がない限りは基本的には競争入札で行うということではしておりますので、ご理解願います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。私、職業柄なかなかこういう在り方には不得意なものですから。いずれにいたしましても、本町における各会計における委託料というのは、計算は私、していませんけれども、莫大な、事業が多いだけに委託料というのは多いかと思えます。したがって、今、管理課長がおっしゃったような、いわゆる委託料の算定方法については納得いたしましたけれども、なお一層引き締めた委託料の在り方については再度、いま一度よく精査をするなりしていただきたいと思えます。

特に今騒がれていることは働き方改革あるいはまた賃上げということで、これは委託料が変わってくるのは当然かと思えますけれども、甘えることなく、今、最後に課長おっしゃった公正公平な委託料の在り方あるいは業者の選定には気をつけていただきたいと、このように思います。

続いて、これは町長にお伺いいたしますけれども、物産センターの関係についてお聞きをいたしたいと思えます。

佐藤町長就任以来、物産センターの設立には意欲を示されております。しかしながら、まだ残念なことに、その影さえ私は見えておりません。人口減少によって商店街あるいはまた町民の方々が、これからどう経営を、そして生活をしていくのか、途方に暮れる日々が続いていると思えます。JAの店舗が撤退し、1軒の大型店だけになってしまいましたけれども、個人の雑貨店は2軒しかありません。消費者町民が買物弱者と言っても過言ではありません。標茶町全体が限界集落となりつつあるとき、町長が表明されている物産センターの建立は、町民に、商店街の方々に明るいまちづくりのかなめとなると考えます。残念ながら、施政方針あるいはまた一般会計予算の中に、その方向性が何も示されておられません。いま一度、町長のお考えと方向性を町民の前に知らしめていただきたいと思えます。

○委員長（類瀬光信君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

物産センターにつきましては、私の2期目の公約の中でも具体的に入れさせていただいた項目でありまして、本来であれば道の駅とかそういったものがあれば一番いいのですが、なかなかそこまでたどり着くには時間とお金もかかるということも踏まえて、多くの皆さんからやはり標茶のものを1か所に集めたようなものを、鶴居のつるぼーの家みたいなものをぜひ造っていただきたいというお話があって、話を今、中で進めているところですが、今回たまたま農協のお店が撤退するという話がある中で、実は農協組合長、商工会長、それと私と基本的にまずあそこの有効活用を含めながら考えて、その動きの中で例えば物産センターの可能性を見出しながら有効活用していこうということが、実は基本合意となされて、今、進めています。

その中で、まだ農協さんのほうから具体的な、今いろんなところからオファーがあるという話の結論をいただいていないということも踏まえて、それができ次第、その結果によって次の段階に移っていきたい、そんなふうに思っていますので、もうちょっと、近々結論が出るのかなと思うのですが、それを踏まえて次の展開に行きたいというふうに思っていますので、決して物産センターの構想を諦めているわけではなくて、ちょっと待っているという状況がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は私も、先日もこの件について、専務と会う時間がございまして、短い時間でしたけれども、多少話してまいりました。相手もあることですし、行政のほうだけで一方的に進められない。相手にもやはりオファーがかかっていることもあるので、近いうちに行政のほうにはその旨お話しして、今、町長おっしゃったように、その後で、もし今、オファーがきているところがあれば、またそれなりに、あるいはまた、それが来ないということであれば、早い機会に行政のほうともあるいはまた商工会のほうとも協議をしていきたいという、私個人的ですけれども、実はお話を聞いてまいりました。

ただ、その中で残念なことが、前段で町長おっしゃった商工会のほうも通じてという、あるいはまたその中で三者一体となった中でやりたいのだというお気持ちもあろうかと思えますし、今、発言がありましたけれども、ぜひそれを、商工会も取り入れたということを一歩、身にしみるようなことで聞いておいていただきたいと思うのです。コロナ禍で、商工会の方々も町民の方々も待っているというふうにおっしゃいましたけれども、全面的にはないような雰囲気もございまして。

したがって、早い機会に商工会も通じながら、リーダーシップを取れるか取れないかわかりませんが、オファーのかかっている大手が来ないときには、いち早く取り組めるような、施策を打ち出すような方法をぜひとっておいていただきたいことをお願いしたいと思います。

いいですか、まだ。では、休憩とってください。

○委員長（類瀬光信君） 休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 0時59分

○委員長（類瀬光信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

本多君。

○委員（本多耕平君） それでは、私のほうから3番目の質問をいたしたいと思います。

予算概要説明、その中で言われているように、本町は約328本の事業、そしてまた、その精査を行い、効率的な、めり張りのある持続的な行政運営に配慮していると述べられています。私は、町政執行者の考えには基本的には賛同いたしますが、まだまだ精査すべき事柄があると思います。

一部、次の点について答弁を求めます。

先ほど長尾委員のほうから質問がありました、小中学校の閉校の跡地の問題であります。改めてお聞きをいたしますけれども、先般の所管事務調査でもって閉校時の学校の維持管理費という問題で書類が提出されております。その中で各学校の維持費、あときは総額で300万円だったとも理解しておりますけれども、その金額について、もし今わかれば、どのような金額になっておるのでしょうか、お聞かせください。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

昨年、所管事務調査いただきまして、そのとき提出した資料の中では、5校の合計で347万2,541円かかっているということがありました。直近の数字で申しますと、令和5年度分です。これ1月までの数字で、電気代に関してはそれまでの数値の平均で12か月でということと算定しておりますけれども、それで言いますと、まず5校合計で申し上げますけれども、建物災害共済保険料、これが146万3,341円、それから保守点検料ということで、中身的には電気保安点検とか高圧ケーブル点検とか浄化槽点検とかがありますけれども、それらの合計で5校で55万6,970円。それから電気料でございます、電気料が、先ほど申しました、1月までの分を10か月で割り返しまして12か月掛けたという数字でございます。こちらが140万7,960円、合計で342万8,271円、これが一番最近に算定いたしました数字でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今の課長の答弁の中に教員住宅も含まれておりますね。それで、この5校のうち、まだ変わらず教員住宅というのは、このときと同じだけの軒数になっておりますか。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

昨年の調査のときに、それぞれの閉校になった学校に、もともと教員住宅だった建物がありますと。こちら全部で17戸の住宅がございました。学校が閉校になっておりますので、教員住宅という位置づけではありませんけれども、同じようにそのままあるという状態ござ

います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） その17戸のうち、実質教員住宅として使われているのは何軒ございますか。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

一部貸し出してある建物はありますけれども、教員住宅として使っているということではありません。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、今は閉校の場所のことをお聞きいたしました。例えば中茶安別ですとか、まだまだ閉校でない存在する学校があるわけですがけれども、その学校での教員住宅、何軒用意されているのでしょうか。さらにその中で、何軒住宅地として使われておりますか。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

中茶安別の学区での教員住宅については5戸、管理戸数でございまして、今現在3戸が入居中でございます。

○委員長（類瀬光信君） 全部。

○委員（本多耕平君） 全部。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 失礼しました。町内全部では36戸が教員住宅管理中でございまして、そのうち25戸が入居中でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） おおよその閉校された、あるいはまた現存する学校の教員住宅の使用のありさまというのはわかりました。

それで、1つお聞きしたいのですけれども、例えば中茶安別の学校の教員住宅、教員住宅として使っているほかにいわゆる一般、町の住宅として管理しているところがございます。上茶安別もそうでありますけれども、それは後ほどの話にして。

実は、中茶安別の学校の使われていない教員住宅があります。私、定かではありませんけれども、普通、住宅を建てる場合には町有地あるいは公共用地に建てるのが前提かと思うわけでありまして、もし私、間違っていれば訂正いたしますけれども。教員住宅を建てたときに個人の土地を借地しているという、実はPTAの中でもいろんな話になりました。それでいいのか悪いのかというようなこともいろいろPTAの中ではお話しいたしましたけれども、その後まだ話が頓挫しておりますので、改めてお聞きいたしますけれども、多分2戸だと思うのですけれども、2戸の土地の所有者は公共用地になってますか、それとも町有地になってますか、あるいはまた私有地になっているのかお聞きいたします。

○委員長（類瀬光信君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

中茶安別の教員住宅、今使われていないところですね。あそこの底地ということでありませうけれども、経過は私どもも古い話でわからないのですけれども、土地については個人の方の土地ということをございまして、今回お聞きしましたので、調査してどのようにしたらいいのかというのをこれから検討してまいりたいと思っていますところをございしました。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） この問題については、私のまだちょっと質問がありますので、それは後ほどいたしたいと思います。

中御卒別の閉校跡地に、あそこにも多分教員住宅があったと思うのですけれども、その住宅は、いわゆる町営住宅になっているのですか、それとも教育委員会の教員住宅になっているのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） もともとの中御卒別にあった教員住宅については、現在は全て所管換えをしております、全部かな、違うな、農業研修センターの住宅、それから一般の方も入っている住宅もありますので、そういう使われ方をしているという状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 所有権はどこが持っておられますか。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 教育財産から所管換えをしておりますので、今は町の財産、町管理課所管の財産になっております。

（何事か言う声あり）

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 少し後ろのほうでお笑いになる方もいらっしゃいますけれども、これは実は、一部では地域会がこれを、利用ではなくて、所有権は町でしょうけれども、いわゆる使用権云々等については地域会という話がございませうけれども、それはどこにありますか。

○委員長（類瀬光信君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時15分

○委員長（類瀬光信君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

旧中御卒別小学校の敷地内にある建物なのですが、校舎とか講堂もあるのですが、それ以外に農業研修センターの住宅として使用しているものがあります。それから、一般住宅として町から一般の方に貸している建物も1つあります。そのほかに町有地内ではあるのですけ

れども、地域で所有している建物が1つありまして、そこを地域が個人の方に貸しているという事例はあります。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。実態については、各小学校あるいはまた中学校の教員住宅の空いているところを有効利用していくという面については十分ではないですが、私、ある意味で理解しなければならないと思っております。

関連しますので、次の施設の問題についてお聞きいたしますけれども、多分、経験年数のある委員の方はわかりかと思えますけれども、磯分内のところに、いわゆる地域でもって堆肥舎、どういう堆肥舎だったか記憶はあれですが、補助事業でできました。実はそれが地域の方々の崩壊によって使えなくなったことによって、それを育成牧場でもって利用するというので、最低、ある意味、一時は固定資産税ぐらいのということで住民の方々が使用しておりましたけれども、それが崩壊したことによって育成牧場での使用というふうになっておりますけれども、現在どのような使用の仕方あるいはまた今後するおつもりでしょうか、お聞きをいたします。

○委員長（類瀬光信君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 現在、使用管理している育成牧場のほうから、今の現状をご説明させていただきます。

この建物は平成15年に建ってまして、今で大体20年を超えるくらいの経過年数になっていますが、平成28年から育成牧場のほうで堆肥管理をするということで、管理させていただくということで利用しております。今も堆肥管理として使っておりますが、経過年数とともにかなり傷んでいる現状がありまして、3つの堆肥を処理するレーンがあるのですが、そのうち2つの機械が故障して動かない状態。修理費も膨大になるということもありますが、令和4年に故障したときに、その当時のメーカーも廃業していて部品も取れないというような形で、修理が不能という状況であります。あと、オーバースライダー、あと屋根、こちらのほうにやはり傷みが出てきておりますが、空きスペースはできるだけ有効活用しようということで、冬使わない機械を雨ざらしとかに、外に置くよりはよろしいだろうということで、ちょっと機械を入れさせていただいたりして、現在利用しております。

（「今後の」の声あり）

○育成牧場長（若松 務君） 今後につきましては、うちの育成牧場で町民還元向けの、町民に買っていただけるように、1レーンだけではあるのですが、家庭菜園用の完熟した堆肥を作るために今後も利用をしていきたいとは考えております。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 続いて、上御卒別地区の育成牧場の分譲でありますけれども、長きにわたって私もこの問題については質問してまいりました。ここで4回目の質問になりますけれども、改めてお聞きをいたしたい。

今どうなっているかよりは、3回目の質問のときには、いわゆる緊急避難所としての利用の仕方をお考えつくという実は町側の答弁でございました。したがって、そのようなことかな

と思っているわけですがけれども、いろいろお聞きいたしますと、とても使えるような状態でない、水も行っていない、何も行っていない、かにも行っていないというようなことで、果たしてそれが緊急避難所にできるのかなということもありますけれども、そろそろ牧場としてではなくて、いわゆる構築物、これをどうするのかの私は判断をいただきたい、お答えをいただきたい。

さらには、あそこに保管されております農機具。多分、副町長、思いがあると思います。うなずいておられますけれども、これをどのようにするのか。当然寄附でいただいたものですから、その処置、扱いには苦慮なさると思いますけれども、そろそろ何らかの結論を出して、どうするのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

上御卒別の建物についてですけれども、現状私どもで考えておりますのは、上御卒別地区は一応採草、餌を確保する基地として、今、採草地で使わせていただいております、その付随する建物につきましても、肥料もしくは機械などを保管するために、倉庫が主にありますから、そちらのほうで今後も利用させていただきたいと考えております。

○委員長（類瀬光信君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからは、寄附をいただいた農機具の今後の利活用の方法について、今現状の考えをお答えいたしたいというふうに思います。

委員からも水を向けられたのですけれども、ちゃんと保管するには屋根のかかった恒久的な施設が必要になってくるだろうというところで、それなりの予算を要するということで、なかなか実現ができてきておりません。この間は、代わりになる施設等がないかとか、あるいはほかに大きな予算をかけずとも、そういった機械があるということを知ってもらうために、できるものについては復旧、復元して展示等を行ってきているところであります。

先ほど廃校の話の中で少しあったのですけれども、今現在はプランとして持っているのは、阿歴内の学校の再利用に当たってスペースを確保して、そこに展示して、馬産・畜産・酪農の歴史を伝えるというところで、そういう伝承機能を持たせるコーナーもつくれたらいいというプランもありまして、その中の中核的な恐らく展示物にできるのではないかというふうには考えているところであります。ただ、これはまだプロジェクトで今検討している最中でありまして、財源等も確保しながらというところでありますので、具体的にいつということについては今この場ではちょっと答えることができませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 後ほど私は、今、3番目の問題での総括を話しますけれども、わかりました。繰り返しますけれども、育成牧場の施設等については、今後ともそのような採草地として利用するための、あらゆる面での利用をしていきたいということで、先々代の場長が言われたように、傷病等の緊急避難所ということはもう考えないで、あくまでも現状での建物を何とか、機械置場ですとか肥料置場ですとか、そういう格納庫的なものに使用してい

きたいという、現段階ではそのことしか出てこないということですね。わかりました。

次に、お試し住宅の関係でお聞きをいたしたいと思います。

予算、事業の中でも、いわゆる人口減少を食い止める1つのことでもあります。あるいはまた地域産業の発展ということも、いろいろな面でのいわゆる地域活性化の中で、お試しの住宅を確保しながらということが、何年前から、ちょっと年度はあれですけども、計画をされて、先ほど出されていまして僻地の学校の教員住宅、閉校になった後の教員住宅をお試し住宅にしたいというような大きな希望を持って、企画のほうではそのために確保したというふうに聞いておりますし、一部ではそのように利用しておりますけれども、現段階で企画課のほうでお試し住宅というふうに定義づけをして管理している棟は幾つありますか。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

3棟でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） どこの地域ですか、その3戸というのは。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 上茶安別が1つと、塘路が2つでございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そこで、私、塘路の場合は理解いたします。町自身が移住の拠点として、永住の拠点としてということで、塘路を一大移転居住地ということでの構想は認めるわけですけども、課長、移住する方あるいはお試しする方々は、その場所に住んで、その町に住んで、ああ、素晴らしいところだと、これならば標茶に住みたい、中茶安別に住みたい、上茶安別に住みたいとなると思うわけですけども。いかがでしょうかね、地域を特定するわけではありませんけれども、お試し住宅を設定する場合には、前段申し上げましたように、来た人が、居住する人が、よかった、住みたいな、行きたいなというような、私はそういう地域をきちんと位置づけをして、将来に向かったお試し住宅の確保をしていただきたいと思うのですが、私、間違っていますか。いかがですか。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

上茶安別のほうなのですけども、平成26年ぐらいだったかと思うんですけども、そこから始めている状況でして、当時、北海道内でも、全国的にも北海道でお試し暮らし住宅という取り組みがスタートが早かったということで、その中でも本町のこの上茶安別の部分というのは、ちょっとほかの地域と違って、犬を飼って、ペット専用住宅というふうにしておりまして、北海道でも多くの自治体でお試し住宅を進めている中で、相当数が少ないということで、非常にペットを飼っている方が標茶に住みたいということで、利用者は多いような状況でございまして。

委員お尋ねの、できれば住みたいような場所、将来的に住みたいような場所での設定というふうなお話もございますけれども、今、昨年から塘路のほう、移住のほうで力を入れて取

り組んでいる状況でございますけれども、平成26年だったかなと思うのですけれども、その当時、上茶安別で開設した当時は、標茶町全体を見てもらって気に入っていただきたいというようなところで、隣近所、犬を飼うものですから、音だとかそういったものがあまり気にならないような場所というようなところで、物件が比較的新しい上茶安別を選んだというような理由でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 課長のほうから特定の場所が出ましたから、私はその地域には申しわけないなという気がするのですけれども、できればこの場所は、町の地名はできれば削除していただきたいと思うのです。

それで、私の今のこの、総体的に3番目の問題でいろいろな施設等々についてのお話を確かめさせていただきました。前段申し上げましたように、予算あるいは施政方針の中でも、効率的なやっぱり事業を進めていく、その中では精査、審査をしっかりとしていくのだという、冒頭どの場面でも発言がされております。そこで私が5つの問題をちょっと出しました。教員住宅の問題、堆肥舎の問題、さらにはまた育成牧場の問題、お試し住宅の問題等々の話を個別的にいたしましたけれども、最後に課長の答弁にもありましたけれども、初期の目的は、それは確かに正しいと思います。それでいかなければならないと思いますけれども、しかしながら今この時代の流れの変化の中で、刻々と変わっていつているわけです。

何回も言いますがけれども、身の丈に合った、あるいはその中でもきちんと事業を精査するという意味では、今どうも聞いていますと、各所管だけが頑張っているだけであって、町としての、行政としての大きな方向へ向かう全体的な姿が私は見えてこない。誠に私、失礼ですけれども、担当する部署は頑張っておりますけれども、1つ隣に座った席については、なかなかそれが理解できていないような気がいたしました。そんな意味では、改めて申し上げたいのは、できる限り本町の320を超える事業を町全体が、職員全体が、初期の目的はこうであったけれども、時代の変化とともにこうしなければならないことを、いま一度私は精査していただきたい、そのように思います。

続いて、4番目の質問に移りたいと思います。

人口減少の問題は、どの自治体におきましても重要課題として施策として取り組んでいるところでありますが、私が言うまでもなく、本町においても地域活性化対策としてさまざまな事業あるいは給付政策などなどが進められております。その中で特に地域おこし協力隊との行政の連携について質問、あるいはまた、私、未熟者でありますけれども、できるものであれば提言をしてまいりたい、このように思います。

地域おこし協力隊の設置要綱といたしまして、平成29年6月に訓令第43号で発出されております。本町においても、いろいろ各改正年度がありますけれども、協力隊についての本町の活動の主たる目的は、どのような目的を持って協力隊に臨んでいるのか。第3条の中に「協力隊は、次に掲げる行動を行うものとする。」というふうに7項目あります。その全てをではなくて、もしかすれば何項目かを標茶ではチェックしているのかもしれませんが、どのような活動を主たるものとして本町は協力隊を要請しているのでしょうか、まずお伺い

いたします。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

委員、第3条ということで協力隊の活動というところで7項目ございまして、基本的には都市地域からの人材を積極的に誘致するというようなところございまして、それをやるための活動の部分で7項目ということで、例えば1つ目で言うと「都市と農山漁村の交流事業の支援」だとかというところから「地域資源の発掘及び振興に係る支援」だとか「農林水産業」だとかというように7項目ほどありますけれども、いずれにしてもどこに力を入れていくというよりは、今、必要な人材であったりとか町で必要な、欠けている部分だったりとかそういったところを補完したりするのに、あるいはこれから新しく取り組みを進めていく上で、そういった人の力が必要だというようなところに、そういったことを、いろんな係、課の中でそういった要望があればそれを取り入れていくというような仕組みで、今のところは進めているような状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私の聞き方が、質問の仕方が悪かったのかあれですけども、何かこれだというご答弁がいただけなかったので、改めてお聞きをいたしますけれども、皆さんおわかりのように、本庁の玄関に入ったときロビーの中に、馬と共に暮らせるまちづくり、いろんな写真が貼ってあります。広報があります。その中で、協力隊員の方々が馬と写真を撮り、標茶で暮らしたいという思いでしょう、あそこにパネルがありました。本年2,600万円、馬と共に暮らせる町ということでの予算計上がされております。そのちょっと内訳を再度お聞かせ願いたい。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

予算計上、2,600万円の内訳でございますけれども、地域おこし協力隊の報酬240万円、それに伴う共済費等で50万6,000円、それと地域おこし協力隊の活動費の旅費として71万6,000円、そのほか消耗品等々で77万4,000円、広告等の役務費で28万7,000円、委託料で1,180万7,000円、馬運車等のイベント時の借り上げ料として183万5,000円、その他負担金補助金ということで全部で828万2,000円、それを合わせて2,660万7,000円となっております。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は、馬と共に暮らせる町というときにイメージするのは、果たして町民がどのようなイメージを持つでしょうか。この事業ができたときに同僚議員の質問は、多分、馬を生産するという思いでもっての質問だったと思います。しかしながら、中を開けてみたときには、その事業内容は、1つには養老馬を標茶でもって扱うのだと、養うのだと、そしてその馬が安らかにという気持ちのまちづくりだというふうに、実は私はそのように理解をしたわけでありましてけれども、昨今の馬と暮らせる町の中には、今、新聞等々で報道されております、いわゆる乗馬を扱って商品化していく問題、あるいは観光課の中で使う問題、当然その中には地域おこし協力隊のことが入っております。ということは、私はこの馬

と共に暮らせるまちづくりの中の一つには、馬と接する機会が多いときをつくる、場所をつくる、そういうまちづくりになるのかなという気がいたします。

先ほど地域おこし協力隊には何を求めるのだという話をいたしましたけれども、そこで協力隊として来る方々は、やはり自分がこの標茶に住んで、馬と共にこの町で暮らしたい、さらには協力隊の中には、標茶の事業の中に一生懸命努力をしながら標茶のために尽くしたいという協力隊の方、馬だけではなくて綿羊事業も取り上げたいということで、今、多和平のほうでは協力隊の方々が綿羊事業に真剣に取り組んでおられ、先般の総務経済委員会の事務調査の中でも、彼は一生懸命綿羊事業に取り組んでいる姿を私どもに見せてくださいました。そんな意味から考えるときに、私は、繰り返しますけれども、その協力隊の方々がいかにこの町を愛すということは、住み続ける、定住するということは、行政としての協力隊との連携、もしくはそこ、袖になる、核となるものが、行政としての支援がどこまであるのかというふうに多少疑問を持つわけです。

この協力隊の中にも、支援補助金交付要綱というのがありました。見させていただきました。彼らが起業するとき、自分が馬と共に暮らせる牧場を造りたい、あるいはまた綿羊事業、綿羊と一緒に仕事をしたい、起業をしていきたいというときに、本町がどこまで本気になって彼らを支援し、町の活性化のために地域おこしのために頑張ってくれるのだというそのあかしのために、支援制度交付金制度というのは、実は私はこのぐらいでいいのかなという気がいたしました。

標茶町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第5条の中に、補助金の額が経費合算の10分の10以内とし、100万円を限度とすると。考えてみてください。一町民が起業するとき、起業と言っても家畜を飼うときに100万円しか支援がない、そんなことで起業できますか。と同時に、私は、お金だけの問題ではない、町民が農地取得する場合にはいろんな制度があります。制約があります。そういう中で、彼らが行政の支援なくして、支援できますか。私は到底無理だろうという気がいたします。

したがって、改めて申し上げますけれども、地域おこし協力隊問わず、彼らが町の事業に賛同し、さらにそれを飛び越えて、ハードルの高いものを飛び越えて起業化するとき行政の支援なしでは無理なわけです。ぜひとも、支援の在り方、どのように考えておられますか。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の企業支援の補助金の関係かと思えます。この100万円なのですけども、総務省のほうで支援できるというようなものがありまして、これは交付税措置される100万円でございます。もちろん委員さんがおっしゃるように、この100万円ですべてができるというようなお話ではないと思いますので、例えば今、本町であるGOGOチャンレンジショップで言うと最高額で1,000万円まで支援ができるというような仕組みがあるので、そういったものとか、あるいは恐らくちょっと農業の関係になると、今すぐにはわからないのですけれども、いろんな支援策というのはございますので、そういったものを有効に活用しながら、起業に向けてやっていただきたいなというふうには思っております。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） もう一点、私、非常に自分で情けなかったわけでありましてけれども、数年前に町で馬を取得して地域おこし協力隊の方に飼育を任せたとというような話も聞きましたし、実はそのことでもありますけれども、地域おこし協力隊というのは一応3年間で自立をするという、自立といえますか、一年一年の契約でしょうけれども、3年たったら経験を生かしながら事業に参加するなり、あるいは起業するなりというふうになっている方向のようでもありますけれども、町で買った馬が、私のところに何人かの方々が来られます。何で企画でもってあの馬を所管するのだと。何で農林課でもって、あるいはまた牧場のほうで所管をして飼育しないのだと。ましてや町が飼育資金を出しているのに、あのような馬の扱いでいいのかと。それは馬を飼っているプロの方々です。私も牛はわかりますけれども、馬はよくわからないのですけれども、しかし馬の購入に当たって、一般町民からは多少の疑問が出ているようであります。例えば乗馬なのに何であんな Trotter の馬を入れたのだと、ましてや年のとっている馬を協力隊の方に乗馬の訓練させてもらうのだとか、あんなことがあるかと。ましてや町が一部、観光的なものでの乗馬ということを行うのであれば、1頭でいいのかと。少なくとも複数頭は要るだろうと。

さらには、これは私の意見でありますけれども、今年の9月には茅沼に観光施設がオープンいたします。全ての方々がこれに、興味ではなくて、早く開設してほしいという、そんな思いがあるかと思います。さらには、まして標茶の観光施設というのは、一には多和平であります。そんなことを考えたときに、一部多和平では、この何年かは乗馬としての何か事業、育成牧場ではないと思いますけれども、観光協会か何かわかりませんが、している姿を私は見ました。その中で私は、茅沼の観光施設が誠に、今、指定管理者が決まりましたけれども、単品での営業というのは本当に難しいだろうと思います。その中で、彼らの計画の中にはさまざまな計画が出されております。地元産業あるいはまた地域行政との綿密な連携をとりながら、標茶のために、あるいはまた茅沼のために、地域のためにホテルを十分に管理していくのだという、大きな大きな経営目的が出されておりました。私は、その尻馬に乗るわけではないのですけれども、この際、提案いたしますけれども、馬と共に暮らせる町の中に、ぜひ観光を、一つの産業としての取り組みを位置づけてほしい。ましてや茅沼は、あれだけ広い湖のそばに歩道もあります。自然地帯があります。あるいはまた、多和平は日本一の牧場を持ち、360度見渡せる牧場であり、あそこを馬に乗って走って歩いたらさぞ気持ちいいだろうな、観光客の方はすばらしいと思うだろうなど、私はそんな想像をします。

ぜひとも、養老馬だけを飼う標茶の町ではなくて、馬と暮らせる中には、馬に乗って楽しめる、遊べる、そんな暮らしになるようなまちづくりもしていただいて、その中では協力隊の、民間との協力を得ながら、馬の振興の中で、茅沼の施設の中で、季節によってはまた多和平の中で観光に来た方々が馬に乗って楽しめるような、そんな私は夢を見ています。ぜひとも、企画もはじめ、観光もはじめ、農林課もはじめ、一体となった中での地域おこし協力隊との中での連携を密にし、改めて行政として協力隊の力強い熱意に応えるようにしていただきたい。最後に私はそのことをお願いし私の質問といたしますが、最後にご答弁をいただ

きたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 幾つかの部門にまたがりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、本多委員からは馬にかかわる地域おこし協力隊の皆さんの背中を押すようなご質問をいただいたというふうに思っております。

それで、もともと馬と共に暮らせる町というキャッチフレーズで、道東ホースタウンプロジェクトというものから始まっておりますが、これは首都圏の乗馬クラブ等で引退を迎えた馬を迎え入れて、そこにかかわった人たちをツアーを組んで呼び込む、そういった形で関係人口を増やしていこうという、そういう主眼で行われたものだというふうに理解しております。ただ、馬と共に暮らせる町ということで、それぞれが細い線が太い線になり定着してくれば、本多委員、今おっしゃっていたように観光であったり、あるいは畜産業であったり、食産業であったり、いろんな分野に広がるのではないかとこのところを私も期待しているところであります。

現状の取り組み、委員からもありましたけれども、一つのことをきっかけにどれだけ枝葉を増やすことができるのか、今それをまさしく協力隊の皆さんにお願いをしながらやっております。委員からは馬に乗れるというようなところも引き合いにいただきましたけれども、地域おこし協力隊を卒業された方が地元で乗馬施設を、昨年だったかな、開設をして、今、営業を始めているところでもありますし、後に続く方々がそういった形でどうやって標茶で馬とかかわりながら暮らすことができるかというのは、協力隊として招き入れた側の責任として、そこはかかわりを持ち続けなければいけないというふうには思っているところであります。ただ、前提としていろいろな制度等の限界があるというところで、そこは本人たちの希望も聞きながら、うまくやっていくという形になってくるのだろうなというふうに思っていたところであります。

今、それぞれ企画財政課であったり、あるいは産業、畜産という部分では農林課とか育成牧場とかというふうになったのですけれども、引退馬を迎え入れて、そこに会いに来るだけではなくて、まさしく馬産の町標茶ということがちゃんと世に向かって標榜できるような形で、歴史の上に今の標茶があるという形で評価されるような、総合的な馬と共に暮らせる町というところについては目指してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ありがとうございます。またの機会に、またいろんな協議をしたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君）（発言席） 私のほうから2点ほどですけれども、先ほど逐条でも課長のほうにお伺いしていたのですけれども、アイヌ協会の補助金です。

民生のほうで負担金補助及び交付金ということで、先ほどちょっと説明を聞いたのですけれども、ほかの同僚委員もちょっと首をかしげたところもあるのですけれども、結局、協会自体、受け皿がないということで、準備としてという意味なのかわからないのですけれども、それについてもう少し、協会自体受け皿がないのになぜこういったものをやらなければならないのか。

それと、先ほど答えの中で、これからそういった協会の組織立てを考えようという方もおられるようなこともちらっと言っていたのですけれども、ちょっと勘違いかもしれないですけれども、その辺の、今後の協会の発足だとか、どうされていくのかということをもう一度ちょっと再度確認していきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

アイヌ協会の補助金の部分でございますが、委員ご指摘のとおり、現在、協会というものはございません。協会がないのになぜ補助金として歳出予算を計上しているのかというお尋ねというふうに思いますが、先ほども申し上げましたが、現状協会はございませんが、関係する方々が新たに協会を立ち上げた際には、速やかに補助金を交付させていただくということで、一応予備的な意味合いで予算を計上させていただいているところでございます。協会がないのに補助金を計上するのがどうかという部分はあろうかと思いますが、新たに協会ができた際には、できるだけ速やかな対応をさせていただきたいというような趣旨で、予算を計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、協会設立する動きがあるのかというようなお尋ねもございましたが、現状私どものほうでは、そのような状況を確認している部分はございません。しかしながら、新たに協会を立ち上げたいとかというようなお話がございましたら、その部分についてはご相談を受けたいというふうに思いますし、町としてできる部分についてはご協力させていただきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 言っている内容はわかるのですけれども、やはり先々も将来性があるかないかということもわからないような状況ということも含めて、もう一度いいですか、町長のほうからお願いします。

○委員長（類瀬光信君） 佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 状況については、今、課長から説明あったとおりののですけれども、ただ、以前からすると今は環境が少しずつ変わってきたというか、その一番の要因というのは、国のアイヌ交付金の関係なのですけれども、実はうち、アイヌ協会がなくても交付金をいただくことができました。これはかなり実は苦勞したのですけれども、アイヌ交付金のもともとの目的というのは、やはりアイヌの隔たりというか、そういうのがない世界をつくるために、そういう交付金制度で地域を豊かにしていこうというのが基本的な目的の中で、

その中ではやはり協会があってもなくてもというのが、なくて当然の世界なのですけれども、その隔たりをなくしながらという意味では、当初、我々もやはり一定程度、周辺の環境の中で、標茶だけ実際にアイヌの方が住んでいるのに協会がないということに対して、そういうときに、環境が整った段階では、そういう受け皿を常に備えておきながらというのは今までの中であったのですけれども、今ここに来て少しずつ環境が変化して、協会がなくても、あるいは協会がなくても、例えばアイヌの文化を保存する会とか、標茶にもペカンペとかいろんな会があるので、そういったものでもいいのではないかと、そんな動きが少しずつ出てきていますので、ただ、今までの経過があったので、予算措置をさせていただきながら、実は、それから道のほうの協議会については、これはアイヌ交付金をもらう、もらわないにかかわらず、アイヌのかかわりのある町村が集まってアイヌの振興を図っていきましようという形で標茶町も参加させていただいていますので、そういった意味で、さらにちょっと時代の流れを見ながら、この辺の予算づけについては研究させていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） そうですね。歴史的文化をいろいろたどっていくと、なかなか難しい問題ではあると思いますし、今、町長申し上げられたとおり、やはりそういうアイヌの人たちではないと駄目だというのは、もう今かなり世の中変わってきてはいるので、その辺そういうことであれば、ぜひとも今後とも、そういったアイヌの振興対策事業に対してはご尽力願いたいと思っております。

それでは、2点目のほうに入らせていただきます。

標茶町においては、標茶町マイホーム応援事業ということで、これについて何点かお聞きしたいと思います。

本町では、住宅の新築・リフォームに対して、一定の条件を満たした場合助成を行っていると思いますが、町内に住宅があり、町内業者と請負契約を締結した方が対象ということになっております。この制度、私も職員時代にはそういったことに携わってはいたのですけれども、そういったことでということではないのですけれども、経済財政を動かすには結構いい施策事業だと思っております。というのは、やはりよく「三方よし」と言われるような、これは町民の方々、改修リフォームされる方々と、あと町内業者、それと町行政が連携できるような、結構、私はいいい事業ではないかなと思っております。

まず、この事業の実績と経済効果について、お伺いしたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

マイホーム応援事業は、令和3年度から実施されておまして、令和5年度の利用状況でありますけれども、新築3件、リフォーム16件で、令和3年度から平均で申しますと、1年当たりですけれども、これもまた新築3件、リフォーム16件となっております。

今年度の部分でいきますと、交付金額が新築とリフォーム含めて328万3,000円に対して、その工事費、業者さんが契約を結んでいる金額が1億2,800万円程度となりますので、工事受

注額の町内業者さんへの、受注者と町内業者の直接的な経済効果のほか、助成金は町内で使用できる金券で発行していますので、それに伴う町内商店への経済効果、二次的な経済効果も見込めるということで、経済効果はあるものと判断しております。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） そうなのです。経済効果というのはかなり期待ができておりまして、今、課長も言われたとおり、商品券、町内でしか使えない町内共通お買い物券で助成しているのです。それで、これが新築の場合30万円、それからリフォームの場合は最高額20万円、これで水洗化改修工事もありまして、一律3万円という形ではなっています。うちの町も財政規律、いろいろと整理していくと、これから公共工事など、だんだん少なくなっていくとは思いますが、こういった事業については本当に有効だと思っております。

あと、私も昨日、一般質問でも、耐震化改修、そういったあわせたものも質問をしてきましたけれども、そういった耐震改修費の助成制度もあわせながらやると、結構この事業については、本当に町民の皆さん、どんどん活用していただきたいと思っております。ただ、残念ながら、多分これ実績でいっているかどうかわかりませんが、6年度の予算100万円減額になっております。その減額の理由について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

令和3年度、制度がスタートしたときには、最初300万円だったかと思うのですが、ぐらいでスタートしていったら、その年、春先からすごい反響で、すぐ足りなくなるのではないかとということで補正させていただいて、500万円の予算でずっと令和3年、令和4年、令和5年についても500万円で作らせていただいたのですが、先ほどの受注実績の関係で申しましたけれども、平均しますと、一番支給額が多かったのが令和4年の345万9,000円で350万円をちょっと切るぐらい、平均すると330万円。これは、新築がやっぱり少ないという部分と、あとリフォームの部分でも10分の1の、限度額20万円なので、工事費が多くなっても案外お金が出ていないという、助成が少ないという部分もあるのかと思っておりますけれども、そういう部分も含めまして、過去の実績を見て、予算の中で平均額で350万円程度あれば、余裕を見て400万円あれば足りるのではないかとということで、今年度100万円下げさせていただいてございまして。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） そういうことだとは思いますが、ぜひとも、これ町の経済効果、先ほど言ったとおり、金額からすると結構な金額で1億2,800万円、結構経済効果が出ているので、もう少し町挙げて町民の皆さんにどんどん推し進めるような部分も、今後ホームページのみならずPRしていただきたいなと、そういう対応をお願いしたいなと思っています。

ただ、またこの助成内容なのですけれども、助成、要するに事業の工事の種類なのです。これは基本的に新築工事、リフォーム、それから水洗といった感じで、建築関連の業者しか使えないのではないかなという。ただ、住宅に際して、公共工事もそうですけれども、最終

的にその建物、施設を彩るといふか、仕上げするのは、要するに外構工事、住環境整備だと思ふのですよ。住環境整備がこの工事種目にあれば、今後追加していただけるのであれば、これは土木業の方々も入って参入できるのではないかなと思われるのですけれども、その辺せつかくの事業ですから、さまざまな業種がかかわること、経済効果を含めてちょっと提案させていただきますけれども、工事の種類を増やして、住宅関連、建築関連の事業者さんだけでなく、土木の工事の担当されている事業者さんも参加できるような補助制度に、助成制度にすれば、もっともっと経済効果が上がっていくのではないかなと思われますけれども、その辺、本当にせつかくの事業ですから、ぜひとも工事の種類というのをちょっと追加していただけないでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

まず、広報の部分ですけれども、先ほど委員もおっしゃったとおりホームページ等にも掲載していますし、あとは広報しべちやに載せたりとか、あとはやっぱり直接業者さんに働きかけるといふ部分が一番効果がありますので、業者さんにこういう制度を使ってどんどん営業してくださいと町のほうからもお願いしている部分があります。

利用者を増やすための部分でいきますと、今、年度内、1年ごとの予算となっていますので、やっぱり業者さんも閑散期に、例えば公共事業が落ち着いた時期から民間の事業をやっているという会社さんもあるので、そういう部分で年度内に終わらないから次の年に回すとか、それこそ利用の制約とかがあるので、そういう部分については、今後もうちょっといいような形がとれないかという研究は進めていきたいと思ふます。

あと、ほかの業種の部分の参入についてですけれども、その部分についても、もともとの理念が、マイホーム、家の本体という部分で、物置とかなんとかという部分も対象外になっているのです。その部分で、そうしたらどこまでがそういうふうな対象として見るべきかと。あまり広げてしまうと、何でもかんでもということになりかねない部分もありますので、そういう部分については、今後、研究させていただきたいと思ふます。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） いや、私は、つまり何でもかんでもなのです、経済効果を上げるためには、何でもかんでもでいいと思ふのです。だから、やはりどうしても土木屋さんが閑散期だと言つていれば、それはもう建設課長言われるとおり工夫していただければいいと思ふし、あとはもうこの辺の判断はやっぱり町長含めてリーダーシップをとつていただいて、ぜひとも、私は何でもかんでもでいいと思ふのですよ。何でもかんでもといふのは、本当に引つ張るとかではなくて、何でもかんでもといふ言葉が出ましたので、私もそういった言葉尻をつかんで返すわけではないですけれども、やはり町民みんなとか、経済財政を回すためには、そういった考え方も必要だと思ふのです。それを職員の皆さんで町長中心に今後考えていただきたいなと思つていますが、町長、どうですか。

○委員長（類瀬光信君） 佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

この制度については、令和3年にスタートしたということで、当時、実は地元の工務店が、新築住宅の発注が令和2年度ゼロだったのです。そんなことも含めて、何とか少し支援制度があれば地元も営業しやすいよということがあって、制度を組み立てた。結果、毎年2件から数件の新築が、地元で請けられるようになったという状況かなと思っています。今年度に入っても、特に最近、麻生の新築が多いのかなと見るのですけれども、なかなか地元の業者ではないなという状況を見ながら、まだまだちょっとそういった部分では足りないのかなというのと、あと地元の事業者さんのPRというか、そういったものをやはりもう少し積極的にしていただくように、業界団体を通じてお願いをしながら、まだまだこの制度も、町民の皆さんが使いやすいように変革する余地は、今、齊藤委員からいろんなご提案ありましたので、とりあえずマイホームという形でスタートしたので、全てを何でもというのはちょっと難しいところがあるのかもしれませんが、その辺は担当と精査しながら町民の皆さんがより使いやすいように制度設計をしていきたい、そんなふうに思っていますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） ぜひとも本当にお願ひしたいなと。だけれども、マイホームですからということなのですからけれども、やはり外構・住環境整備というのは、福祉施策でもありませんけれども、玄関前を平らにして段差解消するとか、あとアスファルトにすると除雪だとか、その辺の排雪が楽になるとかということも十分ありますので、あとお買い物券については、ざっと計算すると約500万円ぐらいの券が町内に出回っているということで、これも含めてかなり経済効果があるという事業なので、ぜひとも、そういったことを踏まえながら願ひしていきたいなと思っていますので、町長そういうふうにお答えされたので、ぜひとも今後ともよろしく願ひいたします。

以上で終わります。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

最初に、帯状疱疹の助成金が出たというのは、本当によかったなというふうに思っています。これ、不活化ワクチンというのですか、1回目2万1,530円、2回目1万9,170円で合わせて4万700円と、これに対して2万円の補助が出るということなのですね。

最初にちょっと聞きたいのですが、1回目と2回目の間というのはどのぐらいなのでしょう。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

1回目と2回目のワクチンの接種の間隔というお尋ねだと思いますが、間隔につきましては2か月というふうになっております。先ほど質問の中で1万円の補助というようなお話があったのですが、1万円の補助ではなく自己負担1万円ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 言い間違えました。そういうことですね。

それで、そういう提案でありましたけれども、これはこれですばらしいことで、全道的に見てもおおむね半額の補助ですよ。

ただ、2か月間で2万円というのは、低所得者の方には結構きつい金額だと思うのですよ。この辺について、私はもうちょっと低所得者の方の金額について考えてはもらえないかという質問なのですが、いかがでしょうか。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ご指摘ありましたとおり、実施している町村の中では、平均的な金額かなというふうには思っております。1回目、2回目の部分でそれぞれ1万円ずつ、低所得者の方に対しては大きいのではないのかなというようご指摘だと思います。金額的には高額な金額になろうかとは思いますが、このワクチンの効果、1回接種すると10年ほど効果があるというふうに言われております。1回接種で2万円かかりますが、10年間効果があるという部分で言いますと、年間2,000円程度というふうな考え方もできるのかなというふうに考えておりますので、今回このような提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この種の補助金というのはほかにもあるわけですが、できるだけ誰もが安心してこういう接種を受けられるような、そういうことに配慮した施策をぜひお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

このほど道で、47都道府県のうちようやく39番目にということなのですが、骨髄ドナー助成事業が開始されました。ようやく北海道でも、これが出るようになりました。詳しいことは、ここに資料があるのですが、時間もかかりますので言いませんが、私も、近所でお子さんが白血病にかかって、結局、町内会というか、地域の皆さんがもう輸血に走り回って、みんなでその子を何とかしてやろうということで頑張ったのですが、それはそれでよかったですけれども、とうとう最後にはお亡くなりになってしまったということがありました。そういう意味では、本町でも、骨髄ドナーの助成補助事業というのですか、せっかく北海道で始めたので、これをぜひ実現させてはどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（類瀬光信君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

ちょっとまだ私、勉強不足の部分もあるのですが、こちらの骨髄ドナー助成事業の部分、詳細を承知しておりませんので、今後、道の事業の部分等、参考といいますか、研究させていただきまして、どのような対応をできるのか検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ研究してください。期待しています。

3つ目に、これは私、当初予定していなかった質問なのですが、内容審議でやりとりを聞いていて思ったことなのですが、支援教育のことなのですが、10月ごろ、いろんな専門家が来て、年に1回ですよ、それで11月に判定すると。漏れた子については12月までいいですよというような、課長お答えになったのですが、私、以前、これは現場的に言えば、指導主事の先生はわかるかなと思うのですが、障がいを持っていても、この子は担任の私が何とかするといつて、そういう熱血教師というようなことがあって、2年も3年も適切な支援教育を行わないでいたという例が以前にもありました。それから、障がいに気がつかないというようなこともありました。

それで私、道教委に直接、ちょっと昔の話なのですが、現職時代に直接電話しました。障がい関係のトップの方がちょうど電話に出られて、それは違いますと、周辺の人が必要だねと言って保護者の同意が得られれば、何月ということはないですよと、1年中門戸は開いていますよということなのです。それで、たまたま私が勤めていた学校でそういうことになって、あれは12月ごろだったと思うのですが、すぐ支援教育の入級が進められたと。予算の関係で、それに見合った予算がすぐつくわけでもないわけですから。そういうことがあったので、11月、遅くても12月ということは、違うのではないかと思います。1年中門戸を開くべきだと。いつ障がいが起きるかわからないし、いつ現場の先生方が障がいを見つけるかわからないしということでもありますから、その点はちょっとご意見を伺っておきたいなというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど別な委員から特別支援の判定の審査の申し込みの期限等々のお話から、今回のご質問だと思うのですが、要は支援が必要なお子様かどうか、児童生徒の判定をまずする必要がございます。その中で、各学校だとか、未就学の児童については、保育園、幼稚園のほうにもご案内し、該当するのではないかとというような児童がいる場合には、そういう書類を提出してくださいというご案内をし、その上で事前に病院等でスクリーニング検査等を受けていただいて、その子の状態等々の情報もいただきながら判定をするという流れになっております。それが、1回目はというか、1年のスケジュールとして、夏ごろにまずもう案内をします。7月ぐらいまでに書類を出してくださいというご案内をし、その後に、集まった書類を審査するのが10月ぐらいになりますといつて、その後判定が出るものですから、この子が支援の在籍が必要かどうか、もしくは普通学級でも大丈夫ですよというような判定等々の審査会が、それは専門家も含めて委員が構成されておまして、そういう審査をする場がございます。先ほど言ったそういう流れの部分で、書類の提出時期がありますよということになります。

ただ、その時期に間に合わなくて、その後に、やはりうちの子というか児童が、もしかしたらそういう該当するかもしれないというような場合もあるので、追加の部分が、遅くとも12月にはまた審査会がありますので、そこに間に合うようにということを出してもらいたい

う流れになっております。

今、1年中受けるべきではないかというところがございますが、状況が学校で判断できるのかどうか、本当に普通学級ではなくて支援学級のほうがいいという児童なのかどうか、その辺のところ、やはりそれは各担任の先生とか、そういうところで逆に判断しなければならなくなってしまうのかなというところがあります。そういうところで、専門性のあるやはり審査会というのは、判定委員会というのは、そういう方も入った中で、知的の在籍が必要とか、情緒の在籍が必要とか、もしくは普通学校ではなくて特別支援学校の在籍のほうがいいですよという判定が出る場合もございますので、そういう中で事前の判定をしているというところです。

ですから、その判定に出せなかった書類等々、その後になんかというような状態があった場合に、その、例えば普通学級から別な支援学級に在籍を変更するということは不可能ではございませんけれども、判定の部分が難しい部分もございます、誰がそこを判断するのかというような部分もありますので、そういうところで、先ほど言った、今までのこういう書類の期限だとか、そういうものを設けている状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、真っ向から認識が違っていますので今ここで議論してもいい結論は出ないと思いますが、だからこれで終わりますけれども、私が勤めていたところでは、右手が不自由でほとんど使えなくて、5年生まで放置されていた児童がいました。たまたま授業研でそのクラスに行って、えっと思って発見したと、周りの先生方も。その担任の先生は、僕が何とかしてやるのだという。高学年になったら、図形が出てきますよね。線を引けないのです。それで、すぐ支援教育にというふうになったのですけれどもね。

課長、道教委の障がいのトップの方は、判定なんて関係ないですよと言ったのです。電話したときに、そう言ったのですよ。それで、ではどうすればいいのですかと言ったら、周りの人が判断してと。周りの人というのは先生のことですよ、教職員のこと。これは必要だと判断して保護者の同意さえ得られれば、すぐにでも受けさせなければならないと、その子にとってよりよい教育を受けさせなければならないという、そういう電話の回答でした。ぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

この面については、これで終わります。

次の問題ですが、教職員の過重労働の問題です。

これは毎日のように取り沙汰されています。春休みを長くするという取り組みが、今あちこちで行われているのですね。課長とお話ししたときに、釧路市も弟子屈町もこういう事情があるのだというご説明を受けたわけですが、しかし、それにしても教員の平均の残業時間は80時間という過労死ラインを超えて96時間に達しているというのは、もう言うまでもないことなのですが、47都道府県のうち6割の都道府県で、春休みが11日から15日になっているということなのです。それをもっと延ばしている学校もあるということなのです。沖縄は暑いからかもしれませんが18日間に延ばしていますし、それから小中学校の長期休暇、春延長、夏短縮や働き方改革で規則を改正するというようなことも行われています。

春休みというのは、新年度に向けて本当に激務の時期です。また、教職員の引っ越しもあつたりして大変な状況なのです。ですから、1週間ほど新年度の予定をずらしてほしいというのが現場で少なからず出ているというふうに思うのですが、この点についてはどういうお考えでいますか。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、春休みの延長の検討をというようなご質問かなと思うのですが、本町の場合、学校管理規則で、年度末の休みが3月25日から31日、7日間、それから年始4月1日からは7日以内の休みという規定にしております。トータル14日間、最大で持つことができます。その部分で実際どうなのかという部分があるかと思えます。今言われたように、新年度4月1日以降の部分で教職員の人事異動があつたり、新採用職員の着任も当然4月1日以降になりますので、やはりそういう中では、1日以降の7日間で、実際、準備期間としてどうなのかというような部分なのかなと思えますが、現場の声として、春休みをもう少し長くしてほしいというような声については、今のところ、こちらでは受けておりません。

ただ、現状として、全国的なそういう声もあるというような、今、委員からのお話もございましたので、その辺については、もう少し現場とのやりとりをしてみたいと思えますけれども、実は6年度4月からは、学校管理規則改正をしまして、夏の夏季休業、冬の冬季休業を合わせて今まで50日間だったのですが、56日間まで持っていいですという改正をしました。これは、今年の夏の暑さも経験した部分もあって、全道的な流れとして、夏休みの期間を長く持ったほうがいいのではないかとこのところ、本町についても、夏休みの期間を長く持てるような改正をする、今、手続をしました。実際6年度の休みについては、夏については27日、冬を23日ということで、トータルは50日で、56日までは持っていきませんが、来年度以降、7年度以降どうするかというのはまた、それは各学校で決めることになりますけれども、その辺の絡み合いもあります。当然、授業時数の確保等々も、春休みを長くする、夏休みも長くするとした場合に、そういうような影響も出てきますので、その辺も含めて今後ご検討させていただきたいと考えております。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そういう現場からの声は聞いていないというふうにお答えになりましたけれども、教育長は、教職員の働き方改革、我々よりもはるかにプロであったわけですから、そういう点では、現場からもっとこうしてほしいとか、あまり出づらいですよ。これが実態だと思うのですよ。だから、その辺よく現場の声も聞きながら考えていってください。

次の問題に移りたいと思います。

学校図書館の充実の問題です。今年もまた財務省から出たのですが、学校図書館の充実というのが、はっきりうたわれていますね。2022年から2026年にかけて、これは第6次「学校図書館整備等5か年計画」で、令和6年度はそのちょうど中間に当たるわけです。

前にもかなりこの問題について質問したのですが、町立図書館があつて、移動図書館もあ

って、その点では充実しているので大丈夫だという答えでした。ただ、文部科学省がみずから発表した図書館標準で言えば、道内では標準に達している学校図書館は50%以下というふうに発表されています。学校図書館の整備とか学校図書館への新聞配備、これは小学校が2紙でしたか、中学校は3紙ぐらいですか、これが行われているのかどうか、あるいは学校司書の配置、これに予算を文科省は出しているわけですが、この点どういうお考えでいるのか聞かせてください、簡単でいいですから。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 文科省のほうで「学校図書館整備等5か年計画」というものが策定され、今、委員からお話あったように令和4年から8年度までの計画というところで、その中に学校図書館の整備標準、図書館の整備、それから図書館への新聞配備、あと学校司書の配置ということで、文科のほうでも予算をつけて進めなさいというところでございます。

本町の状況でございますが、図書標準、これ、今お話ありましたけれども、標準の本の数、蔵書数を言っているのですけれども、学級数で1学級あれば何冊と、2学級あれば何冊というような基準になっていまして、ちょっとその年度によって変わってきます。学級数も学校によって変わりますので、そういう状況がありますが、令和4年度の状況ですと、その標準を達成できているのが小学校で1校、あと95%以上というのが1校、それ以外は五、六割の達成率という状況でございます。

それから新聞の配備ですが、これは、今、委員からお話あったように、小学校では2紙以上、中学校で3紙以上というのが目標でございますが、本町の場合は、どこも1つの新聞社だけの配備になっております。

それから司書配置なのですが、これも実は基準がありまして、12学級以上の学校には司書を配置しなさいということで、令和4年度では、12学級以上あったのが1つの学校だけで、そこには配置しております。令和5年度は、その学校も11学級になったものですから配置はしておりませんが、令和6年度はまた13学級になるということで配置を予定しておりますが、この司書配置、12学級以上で配置しなさいということなのですが、別に定数で割り当てるわけではございませんので、現在いる教員の中で司書の資格を持っている方を充てている状況でございます。

現状、そういう状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 次の問題ですが、やっぱり働き方改革にかかわってなのですが、文部科学省は、私から言えば、しみったれた予算案を発表していますね、今回。令和5年度からの定年引き上げに伴う特例定員4,331人、全国で。人間を活用するなんていう言い方はよくないのかもしれませんが、この人たちも含めて5,660人、定数改善をしていくと。これ、標茶町に当てはまっていますか。

○委員長（類瀬光信君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

文部科学省の6年度予算の中で、教職員定数改善ということで定数5,660人の改善という、

こちら資料がございます。実は、その中身としては、教科担任制の強化として1,900人、さまざまな教育課題への対応として150人、少人数によるきめ細かな指導体制として3,610人、これは35人学級の部分も含めてです。それらを合わせて5,660人なのですが、実はその裏には、退職等による自然減で8,326人の減、それを差し引くと残るのは1,665人が増えるという数字でございます。全国で1,665人の教員の増える数字でございますが、それがどこまで定数改善になっているかというのは、ちょっと疑問なところも感じるところです。

本町の場合、この文科の定数改善の部分が当てはまっているかというところなのですが、35人学級については、どこも35人を超える学級がございませんので、まず該当するところがないというところ、それから教科担任制というところで、6年度で英語科の専科指導に1名、それから、これは加配なのですが、学力向上加配で2名、それから体育の専科指導として1名、これも加配なのですが、過疎地加配ということで1名、全て今のは加配ということでの措置で、こちらは申請をし認められた部分なのですが、実はこの部分が定数改善に何か読み取られているのではないかなというような感じもしないのですが、教育委員会としては加配ということでの扱いで受けておるという状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 全く、いつになったら定数を改善するのかと思います。恐らく思いは同じなのではないかなというふうに思っています。

最後ですが、理事者の皆さんや説明員の皆さんに比べたら財政に対する知識は本当に少ないので、こんな質問していいのかなと迷いながら質問するわけですが、大分以前に町の財政運営について、私、意見を言ったことがあります。「入るを量りて出るを制す」という言葉があります。今日いる皆さんの中には、深見がそういうことを前に言ったなというのは記憶している方もいるかもしれませんが、入るを量って出るを制すというのは、入ってくるお金に対して、それを見ながら歳出を決めていくのだという、どこの地方自治体でもそれはそういう形で、ひどいところは、関西のほうの知事なんかは、もうこの模範のような、職員は切るわ何は切るわということで大変な状況があったのは記憶していますが、やっぱり財政事情を見れば、やむを得ない選択ではないかなとも言えると私は思います。

これはひとえに、国の財政にかなり頼っているところがあるからだと思うのですね。国の財政のコントロールのもとにある自治体というのは、どんなときでも入るを量って出るを制すの財政運用をせざるを得ない。しかし、考え方をちょっと変えれば、平成の大合併のときに、全国の小さな市町村、あのとき、この議会でも相当議論しました。そして、各地域に入って行って、どうなのだと行って懇談会もしましたよね。そのときにやっぱり出たのが、私は、基本的には、出るを量って入るを制す、つまり住民にとってどんなことが必要なのかということをもまず洗い出すと。それにはこれだけのお金がかかると、だけれどもお金はこれしかないという発想の転換が必要ではないかと。入るを量って出るを制すでは、住民向けサービス、これを縮小・廃止せざるを得ないのですね。

私、これ、ちょっと間違っていたらごめんなさいですけども、町長の言う身の丈に合った予算というのは、そういうことなのかなというような、ふっと思ったのですけれども、や

っぱり自治体というのは、住民が安心・安全な暮らしと安定的な経済活動が行われるための課題を明確にするということなのだと思うのですね。そして、その課題の担い手は誰なのかを住民参加で決めるということが必要なのだと。

私、今回の予算議会で皆さんの議論を聞いていたら、同僚の議員がブラックアウトのときに1台ある発電機を五、六人でみんなで協力して、もちろん役場の職員も、農協の職員だったかな、そして全ての農家を回って歩いて搾乳の手助けをしたという話を聞いて、非常に感動もしました。私もブラックアウトのとき、農家回りをしました。泣いて、泣いて訴えていましたね。だって目の前で、せっかく機械化、ロボットを入れたら、もうにっちもさっちもいなくなってしまうと、目の前で牛が毎日死んでいくのだというような話を聞いて回りました。

そういう点では、道路建設の問題も出ましたよね。穴が空いてパンクをすとか、そういう事故を起こさないために、もう町道を全部パトロールして、全部その場で応急処置をするというのは、かなり厳しいですよ。そういう点では、地域に、砂袋をあらかじめ振興会に預けておいて、そういう大きな穴があって危ないなと思うところは、とりあえずは地域の人たちに頼むと。砂袋を入れておいてくれと、そのうち修理するからというような、住民の参加といいますか、住民に頼るといいますか、そういうことが、振興会や町内会などのマンパワーを借りる政策を大胆に打ち出すということが、もちろんその場合予算も、限りある予算だと思うのですけれども、それを出すと。それでも駄目なときには、どうしてもどうしても駄目なときには、もちろん地域住民の合意も得ながら増税するということもあり得るのではないかなというふうに思いますけれども、今そういう瀬戸際にほとんどの自治体が立たされていると思うのですよ。

この間聞きましたら、既成事実のように4,100人に減るのだという話を聞いて、もうちょっと頑張れないのかなというふうに思いながら聞いていたのですが、町政への住民参加・協働は、これから人口減を見通している場合に、なおさら必要だというふうに思っているのですけれども、どうですか。

○委員長（類瀬光信君） 佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今回の議会は結構、財政議論も、私も過去の経過から、今どんな状況になっているのかということ、これは議員の皆さんにも理解しておいていただきながら議会議論していかないとまずいなと思うこととお話をさせていただきましたので、深見委員がおっしゃることについては、十分、基本的なことについては、方向性は一緒だなと思っています。基本的には、町民の皆さんに今の状況を明らかにしていただきながら、町民の皆さんが何を望むのかそこをはっきりしながら、では望むとしたらこれだけの予算がかかりますよ、では入ってくるのはこれだけしか入りませんからどうしますかということ、最終的には議会で決めていただくという、そういう方向性かなというふうには思っていますので、基本的な部分については深見委員と考えを同じくしていますので、そういったことで今後も進めていきたいな、それについては情報公開をしっかりしながら、町民に考えられる資料を提供しながら進

めていくのが一番かな、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その際、住民向けのサービスを縮小・廃止というのは何とか避けるというのが、これは施政方針にもありますけれども、何とか避けるというのが、やっぱり町政の果たすべき役割だというふうに思うのです。

最後の最後にちょっとお話ししますが、今、町長、過去の経過も言って理解を得たのだということを言いましたが、これはもう同僚議員の財政に対する質問、特に公債費が増えている現状について、対して町長が言った言葉なのですが、私には、例えば中学校、続けてあそこという感じで、そういうことを続けざまに行っていたのが原因で、それは私の責任ではないというふうに聞こえたのです。私は、すごく。

それで、私は、そういうことではなくて、これはもう、深見、何言っているのだと言われるかもしれませんが、町長になったからには、僕は負の財産だと思っていませんよ、中学校の改築だって。思っていませんけれども、そういうことも、もし町長がそう思っているのであれば、そういうこともひっくるめて、町長が背負うべき課題だと思うのですよ。だから、ああいう言い方というのはやめてほしいなというふうに思います。それはどういう状況、町長になったときに負の遺産がどっとなって初めてわかったことであっても、それは町理事者が責任を持つことだと私は思っています。

身の丈という言葉が随分出ますけれども昨日町長言いましたけれども、身の丈と言ったのは町長が一番最初に言ったのですよね、身の丈に合ったという。私は、はっきり言って、憩の家は、本当にあれは身の丈に合った標茶の財産かと思えますよ。だから、基本設計をまず見なかったら、どういうものかわからないので、基本設計を見ました。それで、これは標茶の財政に大きな負担を与えるなど、それこそ身の丈に合った内容でないなと思いましたが、それ以降は、設計も、それから建築予算も全部反対してきました。しかし、今は建物が建ちましたから、排水工事も進んでいますから、これは議員として反対するわけにはいかないと。何とかあの施設を、本当に町のために、町民のためになるような努力を、何ができるかわかりませんよ、微力ですから、それをやっていきたいなというふうに思っています。だって、一番最初あれが出たとき、私よく覚えていますがけれども、どのぐらいの予算ですかと聞いたら、当時の観光商工課長は7億円ぐらいですと言ったのですよ。今、倍ではないですか。だから、そういう意味では、身の丈という言葉を使うのであれば、そこにこそ使うべきだと思います。およそ町民の福祉に関しては、身の丈という言葉はすぐわな言葉なのです。絶対使ってはいけない言葉なのです。必要だから福祉があるのであって、身の丈という言葉は、そこには使ってはいけないというふうに私は思います。

そういう点で、私もこれから町挙げてどんなまちづくりをするのかということ、たしか同僚議員の質問も、地域懇談会や何かで、住民の目線で住民の声も聞きながら、そういう町政をやってほしい、財政を運営してほしいというような内容の意見だったと思うのです。それをぜひやっていただきたいなというふうに私の考えを述べて、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長（類瀬光信君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 大変誤解をされているような気がしますので、私からちゃんと申し上げたいと思いますけれども、私は町長になった時点で、過去の問題は全て引き継いで町長をやっているつもりであります。ただ、実態として、ああいうふうになった部分について、やはり皆さんと共有していかないと次に進まないから、ああいう形の内容のお話をさせていただきましたので、そこだけご理解していただきたいと思います。

それからもう一つ、憩の家かや沼について、それが身の丈に合っていないかどうかについては、委員ここでいろんなご意見があると思うのですが、私は今回かや沼につきましては、本当に破産状態の中から引き継いで、今、再建まで、ここまでやってきてという形です。財源対策を含めて、これはうちの財政担当、これまでにないくらい、実はかや沼についての補助金の獲得や、起債も過疎債でなく、さらに8割国の交付税措置される辺地債を活用しながら、町の持ち出しを極力抑えながらやったということで、うちの財政担当は本当に誇りに思っています。そのくらいの努力をしながら、実はこれから将来に向かって標茶の観光の拠点となる施設を、私は今、今年の秋に向けてオープンできる状況になったのかな、そんなふうに思っていますので。今回、指定管理者の議決の部分では全会一致で皆さんに賛成していただいたということは、本当にこれから標茶町の営業していく中で、本当に町を挙げて今回指定管理を受けていただいた方とも本当に親密に話をできていけるのかなというふうに、大変私は皆さんの決断に感謝を申し上げたい、そんなふうに思っておりますので。

それから、身の丈という部分については、私はそうではなくて、決して否定するのではなくて、例えば今までのように全ての町が、全ての公共施設やサービスをフルで持っていく時代ではないということ、私は身の丈に合った形で、その中で、本当に住んでいる方々が何をを選ぶのか、何を、ここはちょっとうちはちょっと遠慮しておいてという形にいくのかということ、私はふだん考えで持っていましたので、これは私は1期目のときから身の丈に合ったまちづくりをしたいということずっと申し上げていますので、そこは決して2期目から始めたわけではありませんので、もともと、やはりうちの町の規模に合った形のしっかりしたまちづくりをつくっていかなければ、財政問題大変になるなというのは、私当初からわかっていたので、そういうことを申し上げておりましたので、これからいろんな考えがございまして、議員の皆さんと将来のまちづくりについて、この場で議論していきたいな、そんなふうに思いますので、皆さんからも忌憚のないご意見をいただければと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（類瀬光信君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 議員の皆さんと親密な話をというのは、もっと前からやってほしかったなと思っていました。

以上で私の質問を終わります。

○委員長（類瀬光信君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私からは1点だけにいたします。

日常生活の中で、私どもの生活の一つの拠点といいますか、それはやはり町内会というものの位置づけというものは非常に大きなもの、ウエートを占めていると思っております。

過日、新聞報道で近隣の町村で、町長の施政方針の説明の中で、本当に近くの町ですけれども、町内会の加入率が35%の町があるということを知り、本町での町内会の加入率ほどのような程度になっているのか、まず1点お聞きしておきたいと思っております。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

本町の町内会加入率ですが、令和5年3月時点の数字ですが、85.3%です。

○委員長（類瀬光信君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 令和5年3月時点で85.3%ということでは、本町というのは本当に町内会の加入率というのは、非常に高いなという印象は持っております。

その中で、過日、町内会の総会でちょっと私も発言して、町長もおられたので私の発言の内容は多分御存じだとは思いますが、要は毎月発行される町の広報紙、それが、私どもの町内会の実態というのはあえて申しませんが、全体としての配布率、実際に製造して各町内会において配布していると思うのですが、当然そこで各町内会には、郡部のほうの各振興会にも、事務委託費という形でお支払いをして広報紙を配布していただくということで、配布率全体としてどのくらいになっているか、もしわかるのであればお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 加入率と同率になりますので、85.3%になるかと思っております。

○委員長（類瀬光信君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 加入率と同じで配布率も85.3%。そこで、同僚議員の過日の一般質問の中でもありましたけれども、今まで盛んに議論されてきましたけれども、いわゆる町の財政について、一般町民の方に幅広く周知をさせていくということからいって、ではこの配布でどうなのかなということがちょっと私も不安なのです。全体、全員の、全戸に町の財政が知れ渡らせることができているのかどうかということについて、まずその点ちょっと、ご感想かもしれないですが、お聞かせください。

○委員長（類瀬光信君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 先ほどちょっと失礼しましたけれども、配布率ですけれども、全ての町内会が加入者だけに配っているわけではないので、85.3%以上ということで、実際に何部配っているかというのは、ちょっと割り返して、今、数字は手元にございませぬけれども、それ以上であるかなというふうに思っています。

それと、町内会の配布方法という部分なのですが、加入率が85.3%ということで残りの、町内会によっては全て配っているところもございませぬけれども、配っていないところもあるということで、標茶に引っ越ししてこられた方が、そういった問い合わせがやっぱり3月、4月になると多くあります。

その中で、配布方法というのをどうしましょうかというようなことで、一度、去年そうい

ったことを検討した経過がございます。町内会の配布のほかに考えられるのですと、近隣で言うと釧路市が新聞に折り込んでいるだとか、あるいは管内ではないのですけれどもポスティングというところで、事業者さんにやるというようなところもございます。現在、新聞の部分で言うと、購読率が大体68%以下になっているのかなというふうに思っていますので、町内会よりも手元に届くというような率は下がる。ポスティングというのも100%ではあるのですけれども、なかなか現実的には今、担い手が少ないだとか、そういった状況があります。それと、あと委託料の部分で言うと1戸700円だったかなと思うのですけれども、配布する町内会に人数分、委託料ということでお支払いをしまして、それがわずかですけれども財源になっているというようなところで、うちのほうで連合町内会だとかというようなところで、何人かにそういった状況だとかお聞きした中で言うと、やっぱり現在の状況が、毎月1回郵便物を、例えば新聞がたまっていないかとか、そういうのを確認できるという部分では、現状が見守りとかも含めていいのではないかというようない意見をいただいておりますので。

やはり加入率85%で残りの対応をどうするかというところで、以前は役場だとか公民館だとか、そういった公共施設に置いて、そこから取ってもらうというようなことをやっていたのですけれども、去年の4月から金融機関とコンビニだとか郵便局とかにも置くようにして、身近なところで手に取ってもらうようにしておりますので、少しずつは皆さんの手元に。あとはデジタル的に見ることもできますので、若い世代の方はそういった方も多いということで、できるだけ多くの人に見てもらおうような、今、努力をしているような状況でございます。

○委員長（類瀬光信君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 理解いたしました。

それぞれ町内会の中で、私が住んでいるところの町内会というのは、個人経営のマンションに住まわれている方だとか公住に入られている方というのは、どうしても町内会に入ってくるあれがちょっと少ないのかなというふうに思っております。まだ私も引っ越しして4年しかたっていないので、ようやく今そのような状況を理解してきたというようなところがございます。当然、町内会の加入率を上げるというのは、それぞれの町内会のどれだけ努力するかにかかっておりますので、私もその面では今後も積極的に頑張っってやっていきたいなと、そういうふうには思っております。

次のあれなのですけれども、これもそれにかかわることなのですけれども、昨年1月、12月からですか、1月からですか、防災無線、配付しておりますよね。これも非常に賛否両論ありまして、設置はしたけれどもスイッチを切っているとか、うるさいとか、返したとかという、そういう声がちょっと聞こえてくるものですから、そこら辺、配付率、配付がどの程度になっているか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（類瀬光信君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 戸別受信機の配付状況についてお答え申し上げます。

3月4日現在、町内全部で70%の状況であります。現在、職員が未配付世帯を直接一軒一軒歩き回っています。また、今、確定申告もやっていますので、その会場で配付するなど

対応を行っているところでございます。

○委員長（類瀬光信君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 70%、これは防災無線ですから、行政無線ではないのですよね。ですから、本当に非常時のときにだけ本来は入るべきのものであって、今は試験放送ですよね。定時に実際に受信されているかどうか確認するための試験放送なのです。

そういうことでは、今までに防災無線が威力を発揮したのは、何でしたっけ、ミサイルでしたっけ、地震でしたっけ、物すごい音量で流れたの。今は情報の媒体というのはスマホだとかいろんなものがありますから、それはスマホも一緒に鳴ったのですけれども、最近では、つい先日の暴風雪、5時半以降だったかな。路線バス、明日は虹別線運休します、磯分内線はこういう形での運行をしますということになって、明日は虹別は大変な状況になるのかなということは理解できたわけなのですけれども、これも一般質問、また今の総括質疑の中でも盛んに出てきているのですけれども、いわゆる防災無線ですから、当然防災に関しての役目を果たすということは非常に大きなものがあるということで、いろんな議員の方々それぞれの立場で、いわゆる公助であり、自助であり、共助でありというようなことが述べられておりますけれども。ここで先ほどの町内会に移ってくるのですけれども、やはり災害が起きたときに一番先に頼りになるのは町内会なのかなと、いわゆる隣近所であると、私はそういうふうに思っています。当然、役場職員の方はいち早く庁舎に駆けつけて、災害の状況について把握をしなければならないという役目をやらなければならないわけなのですけれども、そういうことでの町内会の役目というのは非常に大きなものを果たしているなど、そういうふうに思っております。

先ほどもいろんな意見が出ましたけれども、ちょっと今思っていることは、やはり生きていく中で、生活していく中で、いわゆる官と民との役割というものが、今、能登半島地震の中でも盛んに言われていますけれども、やはり民というのは町内会での役割が果たすものは大きいだろうし、当然その中で自分でできることは自分でやりましょうよと。まず、そこが一番大事なことであるなど。自分たちでやれることは、まず自分たちでやるのが第一条件ではないのかなと。先ほども同僚議員、穴が空いたら砂袋を用意しておいてもらって、自分たちでまず埋めようよと、そういうことかなと。それが一つのまちづくりなのかなと、私もそう思っております。ですから、自分でやれることは自分でまずやって、どうしても地域でもできないものは相談して、地域でできないものは行政に相談をしてみるという、そういうスタンスというのは、これからの行政を進めていく中でも必要なことではないのかなと、私はそういうふうに感じておりますけれども、これはどうですか。町長の感じというのは、考え方というのは、どんなものでしょう。誰でもいいですが。

○委員長（類瀬光信君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 前段の戸別受信機の部分で、確かに試験放送というか、朝、今お昼、夕方も3回ぐらい鳴っていますか。うるさいという苦情が来ています。それで音量を切ったという苦情もありますので、4月以降、少し間隔を空けて、少なくとも電源を切るまでにはいかないような形で使っていただくような形にしたいなというふうに思っています。

また、ご案内いただきましたけれども、昨年になりますけれども、11月だったかと思うのですけれども、久著呂地区だけで停電が起きました。そのときには、久著呂地区だけに停電情報を流しています。それで地域の方、電池が入っていますので、停電でしたけれども電池があったので、それで自分たちのところだけが停電なのだというのがわかって役に立ったのですというお話も、直接後日伺っております。吹雪のときも、できるだけ交通情報を流そうと思っているのですけれども、ただ、夜中に通行止めになるときもあります。夜中の12時になるから夜中に12時に放送するかという話もあるので、そこは時間帯を選んで、朝に流すとか、通勤前に一発流すとか、そういった皆さんが役立つようなタイミングで流すような形で、防災の以外のことが流れてしまいますが、それは幸せなことだと思っていますので、ただ、有効な情報手段としてはいいのかなというふうに思っていますので、その運用の仕方を含めて、まずは配付率を上げることに、私、全力を尽くしていますけれども、そこで有効な使われ方については、またいろいろ検討させていただきたいなと思っています。

あと、町内会と防災の関係ですけれども、いろいろ昨日の一般質問の答弁と重複することもあるかなと思いますが、基本的には委員ご指摘の自助の、自分の身は自分で守ると、あるいは避難するという自助の考え方、また、ただ、1人で避難できない方はどうするのか、この辺もいろいろ質問でも実例を挙げていただきましたが、先ほど言われました近隣の方で協力して難局を乗り切るという共助の考え方、また、最近では防災の専門家の方で、近くで助けると書いて近助と読んで、近所の人の助けで近助する、近くで助けるという、やはり日ごろからなじみのある方同士で助け合うことで安心感が増すという、非常にそういうことは大切です。なれない避難所で、知らない者同士で行くと、リロケーションダメージと言っているらしいですけれども、やっぱりストレスがあって、そういった方で体調を壊すとか、いろんなダメージがあるというふうに言われていますから、近くの人方で助け合うというのが基本的に大事なかなというふうに思いますし、委員ご指摘のとおりだと思います。

ただ、先ほど町内会の加入率等々のお話がありましたが、本町の町内会、そういった常日ごろからの活動の素地はあるというふうに私たち認識しています。ただ、近年、人員の減少ですとか、役員の高齢化ですとか、成り手がいないのだという問題もお聞きしていますが、それぞれの町内会でできることはいろいろ違うと思いますが、今現在の自分たちができることを平時のうちに考えていくことが大切だと思っていますし、防災の面でその考える機会を私どもも一緒に進めていくこと、6年度については予算化もさせていただいておりますが、実施する予定で、今、動いているところです。防災の面、まだまだ課題あると思っていますし、いつかわからない災害に対して緊張感を持って早期に対策を講じる、当たり前だというふうに思っています。また、我々だけではなくて、いろいろな町内会の皆さんですとか、企業の皆さんの協力を求めることもあると思いますので、その辺ご理解いただきながら防災対策をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

（「質問を終わります。ありがとうございます」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

(副委員長 鴻池智子君委員長席に着く)

○副委員長(鴻池智子君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君)(発言席) 年度初めの議会でございますので、何点かについてお伺いします。

まず初めに、町有林や町有施設を民間に提供できる分はないかということであります。

肥料価格の高騰を受けて、堆肥の利用が拡大しています。スラリーとの比較で言うと、即効性で劣るものの、遠隔地の圃場にも輸送が可能という大きなメリットがあります。しかし、堆肥化には発酵と攪拌を繰り返す必要があることや、屋根つきの施設で保管が必要となるなど、個人が大量に取り扱うことは非常に難しいと思います。

一方、乳牛の舎飼いが増える冬期間は、おが粉やバークといった木質の敷料が品薄となり、特に大規模な肉牛生産者、それから搾乳者などはその確保に大変苦慮しているというふうに聞いています。この状況に対して、各農場では一度使用した敷料を水分調整後に発酵させた、いわゆる戻し堆肥を増量して急場をしのいでいますが、品質と絶対量の確保が追いつかない状況にあるということでもあります。

そこで、お伺いします。

まず1点目、町が磯分内美幌地区に所有する堆肥化施設は、現在、稼働していないと認識しているが間違いはないか。こうした遊休施設を酪農・畜産への支援策として民間に貸し出すことはできないものか。堆肥生産や敷料の再生によって、肥培管理費や飼育資材費の削減になると思うがどうか。

2番目、敷料の需要期に合わせて、町内業者におが粉生産用に用途を限定して町有林を払い下げることができないか。基幹産業と林業、林産加工業への経済対策になると思うがどうか。また、冬期雇用対策としても有望と思うがどうか、伺います。

○副委員長(鴻池智子君) 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長(若松 務君) まず、私のほうから美幌堆肥舎の利用状況について、その後、に所管課の農林課のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

美幌堆肥舎の利用状況ですが、先ほども答弁申し上げましたが、現在、3つあるレーンのうち1つだけ稼働できる状況ということになっております。令和4年、3つ目のレーンの機械がちょっと脱輪というか、レーンから外れることがありまして、そのときにその攪拌機のメーカーが廃業しているということがわかり、もう復旧できないのではないかとということでありましたけれども、町内の方でそのメーカーにかかわっている方がいらっしゃるようで、何とか、今、1台は稼働できているということで、育成牧場もバーク堆肥を使っておりますので、そのバーク堆肥を完熟させて、今、保管しているという状況でございます。

○副委員長（鴻池智子君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 美幌堆肥舎の活用方法について、民間に貸し出すことは可能なのかというところについて、当方のほうからお答えしたいと思います。

育成牧場の今後の利用の計画についてはちょっと考慮せずに、実際、では育成牧場が使用しなくなったと仮に仮定した場合のお話なのですけれども、圃場、事業場をまずは財産処分承認を得ずに、適化法の絡みもございますので、まずは利用停止することができないというのが前提にはなりますが、例えば施設の利用の目的がもともとあそこは堆肥を製造することが目的となっておりますので、仮にさっき委員がおっしゃられていた利用内容で民間がもし活用するというのであれば、目標に逸脱していないので、それは可能かなというふうに考えております。ただ、使用に当たっては、その使用料をどうするだとか、管理運営をどうするだとか、あと現状、先ほど育成牧場長のほうからお話ししましたけれども、施設のほうに老朽化してかなり機材関係が傷んでおりますので、そういった問題を解決する必要があるのかなというふうに考えております。

それから、家畜敷料として活用するために、家畜敷料としてカラマツの間伐材を中心に、現在、町内の酪農家さんでもおが粉を敷料として使っている酪農家さんがおられますけれども、以前、委員からもご質問をいただいて、町有林の払い下げというところで言いますと、おが粉生産を目的にした町有林の、例えば立木の払い下げというのは実質考えてはおりません。当然、収穫伐採するまでには50年ないし60年の年月を要しますし、それなりに当然それに至るまでに保育等の間伐をして、より高い材の利用方法、例えば製材用に3メートル65センチの一般用材をいっぱい取る。当然、追い上げですとか、あと枝条、枝等は未利用材として現地に残るのでございますけれども、それ以外の部分については、当然、より利用価値の高い採材の仕方をしますので、おが粉を取るためだけに町有林、立木の売り払いをするというのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

それから、あとそれ以外では、例えば林内には、間伐後に特に多くなるのですけれども、風で倒れてしまったカラマツ等、風倒木等がございます。なのですが、その活用についても無償で払い下げてはいかがかということで、前に委員からご意見をいただいたことはあるのですけれども、どうしても風倒木といいますと林内に点在しております。それを、点在するその風倒木を重機を使って集めて、さらに集材して切つてということになりますと、どうしても対費用効果を考えたときに難しい問題がございます。どうしても割高になってしまいますし、林内を、要は重機で歩くことによってさらに根っこを傷めてしまうこととなりますので、さらに風倒を助長するというようなことも懸念されますので、そうしたことは難しいのかなというふうに思います。

ただ、町有林の間伐材については、決して、町内におが粉生産工場は3社ございますけれども、十分な需要、要望には応えられないのですけれども、多い年ですと、生産能力が100だとしますと、大体30%ぐらいの量の間伐材をおが粉生産工場に供給することはできております。補助金の配分の状況にもよるのですけれども、間伐材については町内3社の製材工場に供給しているというような状況でございます。

○副委員長（鴻池智子君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 少し補足をさせてもらいたいと思います。

仮に遊休施設だったとすればというところで、それを活用するというのはいいいアイデアだなというふうにしてお話を伺っていたのですけれども、経過として、補助事業を活用して地域の利用組合が使うというていで進められた建物であります。先ほども話がありましたけれども、地域のほうで使うことができないというところで条例を廃止して、そして今、行政財産として農林課所管、育成牧場が利用という形をとっております。

委員から、今、アイデアの提供がというか、お話がありました形でやるとすると、特定の民というふうになってくるとなかなか難しいのかなと。利用組合であるとか、あるいは公共的な色彩を帯びた団体組織が、前のように施設を活用して農村環境の改善に取り組みたい、あるいは家畜ふん尿の有効活用に取り組みたいという形になってくれば、少しまた制度設計のしようがあるのかなというふうに思っているのですけれども、単純に、今、利用率が下がっているものを活用できないかということ言うと、ちょっと条例、制度的に難しさが残っているのかなというふうに感じているところであります。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） まず、最初の堆肥化施設の件ですけれども、現状で実際に堆肥化施設としては使用されていないということで、できれば町内の酪農家、それから畜産農家のそういった肥料の価格が高騰して、それが高止まりしたままであるという状況を考えると、堆肥の利用というのは本当に増えていっていますから、そのことに、例えば今、副町長がおっしゃったような利用組合のような、公益性のあるそういったグループをつくってとか、そういったことに関して検討する余地があるというふうに民間にお話ししていいのかなどうかを伺います。

それと、制度的に言うと、堆肥を畑に施用するというのは、これはまさにゼロカーボンに対する取り組みそのものです。だから、いろんなところでゼロカーボンに対して何をするかということをしていろんな方がおっしゃるのですが、口先だけのゼロカーボンというのは、幾ら唱えてもこれは意味がないのですね。恥ずべきことだと思うのですよ。そういう意味で、標茶の特性、酪農・畜産が基幹産業であるという特性の中でゼロカーボンに取り組む一つの方策として、そういったこともぜひ柔軟に考えていただきたいなと思います。

それから、町有林、カラマツ、町内業者向けに、おが粉に限定してということで払い下げられないかということで、それに関しては、できるだけ高いところに売りたいのだということに要約されるのだと思うのです。ただ、バイオマス発電所に高く売れたとして、それはそれ一回きりなのですよ。立米幾らで売れようと、もうそれは町内でお金が回らないですから、切って出した時点で終わりなのですよ。まさにそこまで何十年もかけて育ててきた木の利用法としては、これ、漏れバケツそのものなのですね。おが粉にしたら、ではどうかというと、これは何巡もします。加工業者も実際には木を集材することができるというふうになっていますし、そういった意味でそういう仕事にもなる、それから、おが粉生産そのものになる、それを利用する農家がいる、それを戻し堆肥としてもう一回利用する、そして最終的

には畑に施用してゼロカーボンにつながる、そういった流れの中の一つだというふうには何か思っていたきたい。

それと、地域おこし協力隊員のことで、馬の関係、何件か出てきていましたけれども、今、実際に町が預けている馬を持たれている方は、馬運について取り組んでいらっしゃる。私、実は父がもともとは冬は造材の現場で馬運をやっていた関係から、そういった標茶の伝統文化、馬に関する伝統文化というのがそういったところでこれから生かされることがあるのかなというふうに思っていましたので、そういった意味で、冬場、機械が材の根元を踏んで、また風倒木が増えるというような懸念があるということは十分理解していますけれども、町全体として馬と暮らせる町というのを目指していることを考えると、ささい、微々たる量ではあるかもしれませんが、そういった馬運のようなこととも結びつけて、ぜひ前向きにこの2点について今後も研究をしていただきたい、そんなふう思うところであります。

次の質問に行きます。

また基幹産業に関係してですが、基幹産業の厳しい現実を鑑み、それぞれ担当部署の機能強化が必要ではないかということでもあります。

酪農を取り巻く情勢の厳しさについて、町は、過日、同僚議員の一般質問に対し十分な理解を示しておられます。持続可能な再生産に必要な生産基盤の整備や、人口や農家戸数の減少を見据えた草地型酪農のランドデザインの構築など、行政の果たす役割はこれまで以上に重要になってくるものと思います。また、今年度末に11戸、4月に入ってから2戸が離農するとも予想されており、農地のあっせんや賃貸、売買に関する業務が激増することは事実であると思います。

以前、図書館長を兼任から専任にした際、どうやって職場のパフォーマンスを落とさないようにやっていけるかを考えた末の選択である、また、住民サービスの低下にならないような、影響が出ないような形をとった結果であると答弁されています。過去に農政部門と農地部門を兼任化した時期もあったと思いますが、状況に合わせて専任に戻しておられます。

基幹産業の厳しい現実を鑑み、兼任の解消をはじめとする農政・農地担当部門の機能を強化する考えはありませんか。

○副委員長（鴻池智子君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 委員、申しわけございません。先ほど、美幌堆肥舎なのですが、稼働していないと言われていましたが、1レーン直して稼働しています。お願いします。

○副委員長（鴻池智子君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

具体的に言うと、農業委員会の局長を兼任から専任に戻してはどうかという、そういう質問だったというふうに理解しております。ご指摘のとおり、専任であったり兼務したりということが、その時々々の情勢で行わせていただいております。ただ、地方自治法の規定でもあるのですが、町の職員を執行機関、委員会の職に充てるときには、そこと十分協議をしてからという項目がありまして、これまでのやり方としては、事前に状況を聞いたりとか、

あるいはこんな形で考えているのですけれどもどうでしょうかというようなやりとりをやりながら決めているところであります。

現状の兼務につきましても、当時、協議をさせてもらいまして、人間的な部分も鑑みながら、本当は専任がいいのでしょうけれども、何とか兼務でどうでしょうかというやりとりをしながら了承をいただいているところであります。その後、具体的なやりとりは行われておりません。委員会のほうから、専任に戻すべきだという声は、まだいただいております。この先の作業において、そういったことがあれば検討しますけれども、いずれにしても総体の職員数の中で配分していかなければいけないというところがありますので、委員のご指摘も十分理解するところではあるのですけれども、その時々、その状況で変わるといえるところはありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 職員の配置に関しては、これは私たちが何かを言うような、そういう立場にはないということは十分理解した上でのお話で、役場の近くを通りかかったときに、いつも電気がこうこうとついている部署というのはある程度限られます。時期によってはというところもありますけれども、そういった意味では、私が今お話しした部署というのは、いつも電気がついている。そして、たまたま趣味の分野で職員の方をお誘いしたときに、とんでもないと。全然まだご飯も食べに戻れていないし、それが毎日毎日続いている状況で、以前のようにお付き合いできないというふうに、けんもほろろにお断りされたことがありました。実際のところ、やはりこうやって離農がどんどん進んでいく状況の中で、酪農全体のビジョンをもう一回見直さなければいけないというような業務も生じているでしょうし、それから農地関係に関して処理を進めなければいけない案件というのもどんどん増えているということで、なるほどなと思ったわけですが、そういった意味で、今、そういった現実をしっかりと見て、また、4月から施行される働き方改革の総仕上げの長時間労働の部分とか、そういったことも踏まえてぜひ前向きに検討していただけないものかと思っておりますが、いかがですか。

○副委員長（鴻池智子君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

働き方改革の部分で長時間労働の話もありましたけれども、それについては、まず大変優先的に取り組まなければいけない課題だというふうに認識をしております。

それから、職員の配置につきましては、参考までに受け止めさせていただきたいと思っております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、次の質問に移ります。

今の質問で後段触れた部分にも関係してくるのですけれども、札幌市では若手職員の離職が相次ぎ、令和6年度から従来の春採用に加え秋採用を取り入れるというふうに報道されています。少子化などによって採用試験受験者が半減していることももちろん影響しているのでしょうけれども、特に離職する職員が20代、30代といった、そういった若い人たちに集中

しているということで、その原因究明にも取り組むというふうに報道されていました。

そこで、お伺いしますが、近年の標茶町職員の中途退職や休職はどのような状況になっているでしょうか。職種にもよりますが、恒常的に職員が不足し、一部業務を民間に委託せざるを得ないという本町の状況を踏まえ、職員が定着しない、あるいは募集しても応募がない、そういった原因を究明しなければならないのではないかと考えます。例えば、原因として職場における各種ハラスメントの存在は考えられないのでしょうか。また、労働環境や雇用条件に対する不満などについても、やはり把握する必要があると思います。実態を把握した上でさまざまな角度から、これらに対策を講じ、職員の定着、そして働き方改革への対応を図るべきではないでしょうか。

○副委員長（鴻池智子君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 何点かあったので、答弁漏れがあったらご指摘いただければと思います。

まず、早期退職の状況だったと思います。近年、令和2年度からで、ちょっと年代までは、ごめんなさい、調べるできませんでした。いわゆる定年以外で辞めたというカテゴリーで調査させていただきました。令和2年度においては、一般職3名、保育士2名、それから医師1名、管理栄養士1名、薬剤師1名、看護師3名の11名が定年以外で離職された方。それから、令和3年度においては、一般事務職4名、保育士1名、医師1名、これはお亡くなりになった方です。それから、看護師4名、保健師1名、介護職1名の合計12名でございます。令和4年度におきましては、看護師4名、保育士2名、介護職2名、それから最初から任期が決まっていた自己都合の方、前任の指導室長、それから派遣の医師の1年間いらっしゃった方、これが別枠で2名いますけれども、自己都合で辞められた方、途中で辞められた方が8名でございます。

それから、病気休職の関係でした。病気のカテゴリーなのですけれども、今のお話を聞くと、やはりメンタル系のお話というふうに限定させてもらえれば、今日現在休んでいる、病気休暇を取得している職員は3名でございます。このほかにもいらっしゃいますけれども、メンタル以外、普通の病気と言ったら怒られますけれども、それ以外の病気で休んでいる方もいらっしゃいます。

それから、札幌市の取り組み、私も報道で知っておりまして、春に加えて秋にも採用を行いということで、短期間離職ですとか、それから就職活動をしている、いわゆる第二新卒と言われている人をターゲットに秋にもやろうというお話で札幌市が、今朝の報道にも別な根室管内の自治体が32名定員割れだとかというお話もありまして、私どもも去年、9月末で辞める職員が発生したことから、中途での採用も公募させていただいた経過もありまして、私どもも決して募集して満度に充足されているという、応募人数がもともと少ないということもありまして、確保対策、まさに今、釧路市で募集活動にも行っていますし、最近の報道でも出ていると思うのですけれども、釧路で合同企業説明会、こんなものもありますので、これにも予算も今回19万8,000円つけていただきましたが、年2回、私どもの標茶町役場ということで出展させていただきまして、ブースを借りて、そこでも新規採用職員に向けてのPR活

動を行わせていただいています。

また、早期離職の状況、若い方とおっしゃいました。まさしくそういった方もいらっしゃると思いますので、令和5年度から新規採用職員の研修の内容を若干変えております。今までは二、三日で、集中型で、がっとうちから晩までやったのですけれども、それを1年間のプログラムに変更して、担当職員との懇談ですとか、それから各種イベント、体を動かしながら一緒にイベントに参加する、本町で言いますと植樹活動ですとか観光イベントの物販、着ぐるみなどの参加、そして新規採用職員の実際に働いてみてどうでしたかというような感想や意見も聞きながら、関係性の構築も含めて、大事なことは孤立させないという観点でそういった取り組みもさせていただいています。また、困ったときに相談できる人がいる、忙しいときに手伝ってくれるなど組織力が求められていると思っていますので、職場環境がいいとされる職場は離職率が低いのではないかとこのように考えているところです。離職率の発生は組織力の低下、ひいては行政サービスの低下を招くことはもう当然のことですので、離職率を発生させない取り組みに努めているところです。

また、メンタルの部分については、平成29年に本町の職員の行動計画を定めていますけれども、先ほど時間外のお話が出ましたけれども、ワーク・ライフ・バランスの推進ですとか、ハラスメントの追放であるとか、それから万が一、体調を崩したときには復帰支援プログラムというのをつくってしまして、いわゆる休職中ですけれども、試し出勤と呼ばせていただいています。1日一、二時間、体をならすために出勤して帰るというプログラムを本人と相談しながら進めさせていただきまして、復帰プログラムで完全復帰に向けた訓練をしていますし、私もその職員と一緒に病院を、本人の了解を得て受診も何度もさせていただいておりますし、そこの中で、医師の診断の中に職場として気をつけることはないですかということも担当の医師からお話を聞いて、それを実践させていただいて、何とかその職員が健康で戻って来られるような取り組みも行っているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 離職される方が若い方に多いという背景には、それまでどういった教育を受けてきたかとか、どういった家庭環境であったかとか、いろいろ、世代が私たちとは違うわけで、その価値観の違いとか、そういったことももちろん影響していると思うのですが、それにしても、今こういった公務員を取り巻く環境というのも非常に厳しくなっている。人口が減っても住民サービスが減るわけではないですから、そういった中で職員は奮闘されると思うのです。ぜひ、誰の助けもないからとか、それから何かしら役場の仕組みとして偏っているからとか、そういったことが原因で職を去らないような、そういう取り組みというのが今の課長の答弁からは見えてきました。

それと、もう一つ、私も含めてですけれども、私たちの世代、どうしてもハラスメントに対する意識が低いのかなという反省を自分でも持っております。セクハラにしてもパワハラにしても、そういったことに対して意識があまり高くないかもしれないという自分の反省も含めて、役場としてそういったことが果たしてないのかどうかということも遠慮なく言える

ような、そういった実態の把握というのもあわせて行っていただいて、よりよい環境をつくらせて、そして特に会計年度任用職員の方などについては処遇をできるだけ改善していけるようにとか、そういったことに取り組んで、住民サービスの低下につながらないように努めていただきたいなと思います。

次の質問行きます。

いじめの問題についてであります。

いじめの被害を訴えていた女子中学生が自殺した問題を受けて、札幌市教育委員会は、教職員がいじめへの適切な対応を怠った場合などの懲戒処分の指針を改正しました。改正された指針には、教職員みずからがいじめに加担または助長した場合、免職とすることができるという厳しい内容が盛り込まれています。このように大人が、ましてや教職員が、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手に深刻な苦痛を感じさせる、まさにこういったいじめにかかわった場合は厳しく対処するのだという姿勢を明らかにしたものと理解しております。

令和4年、本町でもこうした処分に該当する事件が発覚し、既に1年半が経過しました。この件に関して、その後どのように処理されたのかお聞きします。保護者説明会の報告内容からすると、13歳未満の男女に対するわいせつ行為として不同意わいせつ罪に問われるかもしれない内容ではなかったかと思います。さらに、この件に関して教育委員会は、月刊誌の取材に対して、行き過ぎたコミュニケーションがあったかもしれないと、暗に不適切な行為であったことを認めるコメントをしております。とすれば、仮に不同意わいせつ罪が立件されなくても、重大ないじめとして第三者委員会の設置を求め、事件の全容解明と再発防止に努める、そういった事案ではなかったかと思うのですが、いかがでしょうか。

児童生徒のいじめでは、被害者への責任は加害者が、それから加害者への責任は学校や教育委員会、設置者にあるという考え方もあります。もちろん、被害者に対しても学校や教育委員会、設置者の責任があることは言うまでもありません。学校、教育委員会が被害を受けた児童やその保護者にこれまでどう対応してきたのか、また、今後どのように責任を果たしていくのかお聞きします。

○副委員長（鴻池智子君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

いじめに関することによろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

○指導室長（富樫慎也君） いじめにかかわることにつきましては、学校の実情としてご説明いたします。

年2回のいじめ調査、それから各学校においては、独自で定期的に子供たちと面談を行い、いじめの早期発見、そして早期対応に努めているところです。ただ、いじめの認知ということで報道等でされていると思うのですが、いじめの認知件数というのは年々増加しております。それに関しては、嫌な思いをしたことがあるかという設問に変わったことで、各学校においては「いじめ見逃しゼロ」、それに向かっていじめの積極的な認知ということで認

知件数は上がっております。ただ、そのいじめのアンケートの結果につきましては、担任が1人で判断することなく組織で判断する、学校いじめ対策組織を各学校は組織しておりますので、その中で相談をし、早期対応の方法も考え、子供と教育相談を行い、その教育相談の結果、保護者に周知をするということで進めております。

いじめのことにつきましてはこのような形で対応しておりますので、重大事案につきましては、令和5年度につきましてはゼロということでご説明いたします。ご理解ください。

○副委員長（鴻池智子君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 令和4年の案件の部分でのお話で、いじめという委員からの質問でございましたが、この事案についてはいじめ案件ということでこちらとしては押さえておりませんが、そういう被害があったという児童からの相談を受けて、その教職員に対しては被害届、それから警察、検察の捜査等々が入っております。今現在、裁判中でございますので、そこについてはその結果を待って対応するという、こういう状況でございます。

それから、保護者への対応でございますが、当然、その経過等々を含めて教育委員会、それから学校のほうからも状況説明をしているところと、当然、本来そういうことがあったのだとすれば遺憾なことでございますので、そういうことを前提にケアという部分では対応しております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 当局によって立件されて、現在は、では裁判になっているという理解でよろしいかと思いますが、仮に裁判でその件がそういう罪に該当しない、立件されないよという場合だってあるわけですよね。ただ、事実としては、これは先ほどの札幌市が懲戒処分の方針を改正した内容のとおり、大人の子供に対するいじめそのものですね。だから、指導室長のお話は子供と子供の間のお話をさせていただきましたけれども、いじめというのはそこに限定していませんよね。だから、今回、札幌市のように処分内容方針を改定したということなのだと思うのですよ。

先ほども申し上げましたけれども、教育委員会自体が行き過ぎたコミュニケーションがあったかもしれないと言っているのですよ。これ、行き過ぎたという言葉は、やり過ぎということですから、やり過ぎというのは不適切というふうに私は理解するのですけれども、そういった罪に問われるかどうかということではなくて、いじめが行われたというふうな認識はありますか。

○副委員長（鴻池智子君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

その報道、マスコミの、どの新聞社なのかテレビ局なのかちょっとわかりませんが、どのような報道をされたかというのがちょっと私もそこまでは把握できておりませんが、行き過ぎたコミュニケーションがあったのではないかというような教育委員会のコメントということでございますが、それが事実だとすればそういう部分でございますので、そこが本当にそういうことがあったかどうかというのは、当然、警察も入って、その後、今、裁判の中でどういう結果になるのかということもでございます。被害を訴えたという事実がござい

ますので、その部分でその児童が訴えてきたというところでは、そういうことが本来あってはならない部分でございますので、そういうことがあったとすれば、教員からするとそういうつもりでなかったとしても、行き過ぎたコミュニケーションであったのではないかという発言ではないかなというところでは、実際そういうことがあったとすれば、当然のこと、その教員と子供の間でそういうことが行われたとすれば、大人から子供に対してそういうことが、実際それがいじめなり、わいせつ事案等々に当然該当しますので、それに対しては適切な処分等々につながっていくと思っております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） まず、月刊誌の取材に答えられているのは、今ご答弁いただいた課長自身がそのように答えておりますので、委員会として、やはり行き過ぎた部分があったと、もちろん不適切であったということをお聞きしていると、私はそのように思っています。

それで、もう一つ問題なのは、これ、13歳未満での出来事なので、同意があったとかないとか関係ないのですね。同意があってもなくても不同意わいせつ罪ということになるのですが、ただ、これ、実際に裁判等がどんなふうになるかというのはわかりません。本人にそういう意思があったとかないとかという部分もあります。ただ、意思があろうとなかろうと、事実としては変わらないわけです。それに対して、学校なり教育委員会なり、設置者である町というのが何をしたのか。別に警察が調査をしても、もう既に起訴しているわけですから、今から、今からというか、その後においてどんな調査をしたって、その起訴に影響を与えるものではないですし、判決にましても影響を与えるようなものではないと私は思うのです。なのに、一体これまでどのような事実確認とか、それから今後どうするかということに取り組んだのかということをお聞きしているのです。

○副委員長（鴻池智子君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） まず、その月刊誌の取材に対応したのは、事実、私でございます。その中で、その取材に対してお答えしているのは、そういう被害児童からの訴えがあって、それについてはこういう、警察も今、入っていますというところの部分でお答えをしております。それが本当にあったかどうかというのは、こちらもそこまでの事実確認は当然できません。見ているわけでもございませんので、それはその後、警察が入って当然捜査もし、その後それに基づいて検察のほうから立件され、今、裁判になっているという状況でございますので、その中でさらに本当にそういうことがあったかどうかというのが認定されるものであれば、当然、判決としてそういうふうになっていくのだらうと思います。そういう中でお答えをしておりますので、当然マスコミさんですから、行き過ぎたコミュニケーションがあったというような書き方をされてしまったのかもしれませんが、もしもそれが事実だとすればそういうことなのでしょうねという私はお答えをしている中で、マスコミはそういう書き方はしませんので、まずご理解をいただきたいと思っております。

そういう中で、現在、当然その事案があったときに、学校からも、教育委員会にも報告がございました。その中で事実確認等々もこちらも進めていったところなのですけれども、その中で被害者側の保護者から警察のほうへの被害届というところで動きましたので、その後

については警察、それから検察が立件し裁判のほうに移っておりますので、教育委員会としてはそれ以上の部分では、事実確認等々についてはもうそちらのほうにお任せをするという状況でありますので、今後につきましては、裁判結果にもよりますけれども、結果に基づいて対応する部分と、少なからずそういう訴えがあった、被害届というか、被害の相談があったというのは事実でございますので、その中で学校の管理の、教員の管理の在り方、それらも含めて、全校に対しても、こちらからも教員の各児童生徒との接し方等々も含めて注意喚起をしているところでございます。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 令和6年度の教育行政執行方針の中では、教職員の資質向上について取り組むという、そういう項目があります。それから、児童生徒の安心・安全に取り組むという、そういう項目もあります。これは、まさにそこに触れることだし、例えば今、札幌市の例で話しましたけれども、旭川市で発生した問題の場合、警察も傷害に当たらないかどうかとか、いろんなことを調べる、情報収集する中で、例えば第三者委員会とかそういったものが設けられていったのではないかと思うのです。だから、裁判が終わってはっきりしない限り何もできないということはないのではないかと思うし、その間、該当する児童生徒の心情であるとか、ご家族の心情であるとか、そういったことに対して、あったかもしれないとか、少なくともそういう申し出があったとか、そんな認識では子供を学校に通わせられませんよ。口先だけで教職員の資質向上とか、安心・安全な学校と言っているのかなと思われると思うのです。できることというのはあると思うのですよ。それが、例えば調査するなというのが北海道教育委員会の方針なのか、それとも標茶町教育委員会の方針なのか伺います。

○副委員長（鴻池智子君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えしたいと思います。

今回、ご指摘された部分に関しましては、私どもとしては、いじめではなくて、あくまでもわいせつ案件だというふうに捉えております。たまたま起きたのが令和4年9月ということでしたので、私、赴任前、直前だったのですけれども、非常に衝撃を受けました。これは私だけでなく管内、もう全て校長会、これはもう本当に大きな事件として受け止めております。そのとき、私も道教委におりましたので、そういったやりとりも聞いておりました。改めて、本当にこのわいせつ行為は、人間の尊厳を傷つける大変重い、罪深い、許されない行為だというふうに思っておりますし、今、管理課長が話したとおり、子供を指導すべき教員がこういったことを起こしたのであれば、絶対に許される行為ではないというふうに思います。徹底的にこれは処分していかなければいけないというふうに考えております。

先ほど札幌市の懲戒指針改定のお話がありましたけれども、それに先立って道教委も懲戒指針の改定を行っております。札幌市のように踏み込んだものではありませんが、新たにやっぱり不適切な行為に関して、これは処分するというふうに明確に出しておりますが、ここがまさにそういったところの対応の仕方、いじめも含めた教員に対する厳しい変化だというふうに思っております。

今回ちょっと難しい案件だなというふうに私も感じたのは、本人が完全に全面否認しております。ですから、徹底的に争うという方向で裁判が行われているということをご理解いただきたいことと、残念ながら教員は県費負担職員でありますので、処分に関しては全て道教委の責任において行うというのが最終的な処分であります。ただ、今現在、道教委とは綿密に、これ、公判も、道教委も我々も行っておりますので、常に連携をとりながら、適切な時期に完全に処分するというような方向で、対応を密にしているところであります。

何もしていないかという大変厳しいご指摘を受けたのですけれども、我々ができるところでできる限りの対応はしていたというふうに私は思っておりますし、今、見守っている状況、本当にこれは仕方がないのでけれども、その月刊誌が出た段階でも、これはもう警察からも一切言うなど、訴訟法、むやみに公開してはいけないというような、よく政治家が言っておりますけれども、本当にそうなのだなというふうに我々も認識して、いろんな批判をいろんなところから受けたのですけれども、これはやっぱり捜査の段階では全面的に協力するという意味で余計なことを言うてはいけないというふうに認識していたところです。

適切な時期で保護者とも面談を行って、それが2月だったかな、保護者会を開いて、謝罪と現状の報告をしていたところであります。校内的には校長会を開いて、今回のことはやっぱり標茶の当該校だけではなくて、管内全てで責任を負うべき問題であるということ、釧路校長会、標茶町校長会ではもちろん共有して、今回のことを重く受け止めるというような校長会議での指示伝達事項で行っています。それを受けて各学校では、やっぱり危機管理、特に行政方針でも書いてありますけれども、SOSを発信できる子供の育成ということで、資質能力の向上という中にはそういったものも含めておりますし、当該校においては学校経営方針の中に具体的にその名前も入れて、名前というか、起きたことも入れて、不祥事を起こさない学校ということを経営方針にも入れて、先生方も同じ責任を負いながら、本当に学校経営に一生懸命に当たっていただいているというところであります。

今後、裁判がどういう方向になっていくか見守るしかないという状況ですけれども、常にそういった連携をとりながら、やはり最終的には行ったことに対応した処分は絶対にすべきだと思っておりますし、そういったところを今のところ見守っている状況ですということをご理解いただければと思います。

以上です。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、当該教職員に対する処分というのは標茶町が行うものでも何でもないというのは私も十分理解していますから、問題は、そういったことが今後起きないように対策、対応をどうとったのかということなどが、1年半経過して私たちには何も知る由がないという、そのことがあって今回は質問をさせていただいています。なおかつ、道教委でも、それから札幌市教育委員会でもそういったことに対応するためのルールの改正というのをやっているということですから、本町の場合は、例えば青少年健全育成条例というのがないのですね。北海道にはあるのです。だから、何重にもそういった網というか、対策を立てて、こういったことが起きないように、そういったことをこれからも努力し

ていただければと思います。

最後の質問になります。

町の町民の声を聞く姿勢についてということでお伺いします。

令和4年の第1回定例会、第2回定例会で、まちづくりポストが正しく運用されているかについて町の姿勢をたどしました。その際、広く町民の声を聞き、きちんと対応していく、今後についてはどういった対応が適切かしっかりやっていきたいと思っていると答弁をいただいています。

当時、広報しべちゃへの不掲載や、投稿した町民を無視したとも受け止められる対応によって著しく町民の不信を招いた事案と思います。これらについて、その後どう対応したか、また、その対応によって相互理解に至ったのか伺います。

さらに、町民からの指摘によって判明した図書館長の誤発令について、町は手続上の誤りを認めています。しかし、当初の発令を遡及して取り消し、改めて発令するなど、一連の行為の適否は、法的根拠に基づいて判断すべきものだと私は思います。同様に、誤発令時に過去の事例を参考に給与を決定した点も、町の裁量の範囲を逸脱している可能性があると思います。これらについての違法性の有無や法的裏づけを、法律の専門家の判断を仰ぐべきではないでしょうか。これ、町民の指摘がなければ、1年、2年後にもしかしたら気づいたかもしれない、あるいは気づかないで時間だけ経過したかもしれないという前代未聞の事態を招いていたことを想像しなければいけないと思います。そういった事の重大さに照らして、間違えましたがやり直しましたというだけでは済まされないのではないかなと思います。法的根拠の確認と事実経過と、それからその事実を指摘した町民への対応にも問題がなかったかを検証し、再発防止に取り組むべきではないかと思います。いかがですか。

まちづくり町民ポスト投稿者への対応、図書館長誤発令に関する公開質問状などに対する町の対応について、直近の資料では、回答しなくてもよい、文書を出さなくてもよいと決定されたようですが、それはどのような経緯で、どこで決定したのかお伺いします。そして、そのこと自体は、これまでずっと言われているまちづくりの、住民とともにやるのだという、まちづくりの方針と矛盾していないかということをお伺いします。

○副委員長（鴻池智子君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員からは継続してご指摘をいただいているところであります。結論から申しますと、まだ最終的な形でのご答弁は差し上げていないというところでありまして、これについては私自身深く反省をするところであります。

令和5年の第2回定例会の予算特別委員会の中でもお話をさせてもらっておりますけれども、あるいは議会での報告というような話もありましたけれども、それについては引き続き念頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それで、これは私の意見というか、思っていることですがけれども、まず私の考える法律の専門家に意見を求めるということについて若干お話しすると、例えば

町の顧問弁護士さんというのは、これは町の利害のために弁護を担当される弁護士さんだと思つるので、ここに意見を求めるといふのはちょっと適切でないかなといふふうに思っています。それから、町村会の法務支援の制度、法務支援室がありますけれども、こちらも基本的には自治体からの相談に自治体目線で答えるものであろうと、そんなふうに思います。ただ、問題なのは、この町村会の法務支援室のように自治体寄りかな、もしくはちょっとだけ自治体寄りかなと思われるような機関であっても、もしかしたら町がやっていた方がいい範疇を超えているのではないかといふような判断をされているやに聞きますので、そういった意味で、全く町と、それから町民と利害関係のない第三者の弁護士さんなら弁護士さん、そういった方にご相談して、それでもはっきりとした見解が得られないのであれば、そのときにきちんとお互いに向き合ってお話を進めるべきことなのかなと思います。

それで、1つ確認しておかなければいけないのは、いろいろ指摘を受けた後に、その手続について正しいか正しくないか、あるいは間違っていたかということについて次々と、後からいろんな根拠を調べたのかな、発令する前にはそこまで踏み込んでいなかったのかなと感じるようなことがちょっとあるのですね。それで、少し答弁が途中で変わってしまっているようなことも現にありましたので、そういうことを抜きにして、一番最初にやらなければいけないこととして、私は、誤発令を受けた町民がいるわけですよ。間違つて発令を受けて、遡つてまた発令を受けたという町民がいるわけで、まず、そういった方に町としては、きちんとおわびをしたのかなと。これ、ずっと私、気になっていました。間違つたことに関して、実際には給与の支払い等は生じていませんけれども、もしそれが1年後だったり2年後だったときは、とんでもない話になっているわけですね。だから、まず、そういった謝罪をされたのかなといふことが1点気になっています。

それと、繰り返し言いますが、町民からの指摘がもしなければ問題としては物すごく拡大していったものであろうと、これは行政に携わっていたことのある立場からすると、間違いなく重大な事案になっていただろうと思うのですね。そういった認識があれば、指摘いただいた町民に感謝こそすれ、クレームとして扱うというのは、私は不適切だと思っています。ただ、議論がどんどん法律論とか、いろんなところに発展していついて、それで例えば回答しないとか、答えなくてもいいとかといふことになっている可能性もあるのですけれども、そもそも感謝を伝えたのかどうかといふことが気になっています。その上で疑問に答えるべきであつて、法的根拠については、先ほど申しましたように町村会の法務支援室や町の顧問弁護士といふようなことではなくて、第三者的立場の法律家に判断を求め、それをもとに胸襟を開いて互いにお話をするべきではないかなと思いますが、いかがですか。

○副委員長（鴻池智子君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでの経過として、法務支援室を頼つてご意見をいただいたといふのは共有されていることでもあります。どちら寄りかといふことを委員はお話しされておりますけれども、私どもとしては、公正な立場でご意見をいただける機関であるといふふうに考えております。そういった意味では、そういった捉え方が違ふといふことで考えると、顧問弁護士であれ、そ

れ以外の弁護士であれ、それぞれの人がどのように発想して見解を示すかというのは、どちらに寄るかというニュアンスで言うと、それは一概には言えない、委員が言っていることが正しいとは私は思っておりません。

（「町寄りだ」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） これまでも、その町民の方との中では、顧問弁護士にどうして聞かなかったのだというようなことも言われておりますけれども、顧問弁護士に聞くよりは、実例等をより多く情報として持っている法務支援室のほうが、より実務的な回答がいただけるというところで判断をして聞いてこなかったというところでもあります。この先、改めて最終的なところに向かう中では聞かなければいけないのかなというふうにも考えておりますけれども、これまでの行動、それから今時点での第三者的な弁護士にというところについてはそのようには考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ご指摘をいただいた町民の方に感謝の念を伝えたかどうかということがありましたけれども、申しわけございません、ちょっと時間が経過しておりますして、そういったことを言ったかどうかというところは記憶をしていないところではありますが、初めのころに申し上げまして、委員からそんなことはないだろうというふうに言われたのですけれども、その方との関係性等々で非常に思い悩みながら対応したというところでもありますので、もしかすると、ご指摘ありがとうございましたと素直に言えたかどうかというのは、ちょっと疑問が残るところであります。

それから、当事者の方に謝罪をしたのかというところではありますが、それは明確に大変ご迷惑をおかけしたということは申し伝えております。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 1点お答えをいただけていない部分がありましたので、最後その点だけお答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

当該町民に対して回答しなくてもよい、文書も出さなくてもよいというふうに町として決定されたというふうに、今議会の追加の資料とかでもそういったことがうかがわれるわけですが、それはどういうことになるのですか。どういうところでそれを決定して、それが町の決定であるとしたら、今、副町長がお答えになったようなこととそごが生じると思うのですが、いかがですか。

（「会期1日延長だ」の声あり）

（「国会だって土曜日やってる」の声あり）

○副委員長（鴻池智子君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時35分

○副委員長（鴻池智子君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。
総括質疑を続行いたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

一連の、こちらが早いこと結論を出さないからだというふうに言われればそれまでなのですが、随分長い時間をかけていろいろやっているのですが、こちらの回答、回答をすれば次のまた質問が来るというような状態で、なかなか、それまたこちらのほうがちゃんと答えていないからだというふうに町民の方が言われるかもしれませんけれども、そういうことで繰り返し繰り返し、そして質問内容も多岐にわたったというところで、一度やりとりについては止めておくというような判断をさせてもらったところでもあります。最終的には、さっき言ったように議会での答弁もありますから、対応をこの先進めていこうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副委員長（鴻池智子君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、町民が求めている法的な根拠を明示するという意味では、町村会の法務支援室以外の法律の専門家の意見も聞いて、それをもとにお話しされることを提案して、私の質問は終わります。

○副委員長（鴻池智子君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 大変申しわけございません、1点目の質問の部分で若干補足したいことがございます。

町内のおが粉生産事業者の要望に、なかなか町有林だけでは応え切れないというところでお話しさせてもらったのですけれども、町有林だけではなく施業量の多い私有林における間伐、主伐時に生産されるパルプ材をどうにか町内の業者に供給できないかというところで、実際、買い取り価格の乖離をどうやったら埋められるかというところが大きな課題になるかと思うのですけれども、そうしたことを含めて、町有林と私有林を含めた中で町内のおが粉生産事業者に材を安定して供給できるような仕組みづくりについて研究していきたいと考えておりますので、補足させていただきます。

（「終わります」の声あり）

○副委員長（鴻池智子君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時40分

（委員長 類瀬光信君委員長席に着く）

○委員長（類瀬光信君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（類瀬光信君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) 討論ないものと認めます。

これより議案第21号から議案第27号まで議題7案一括して採決いたします。

議題7案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(類瀬光信君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(類瀬光信君) 以上で令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題7案の審査は終了いたしました。

これをもって令和6年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 4時43分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 類 瀬 光 信

